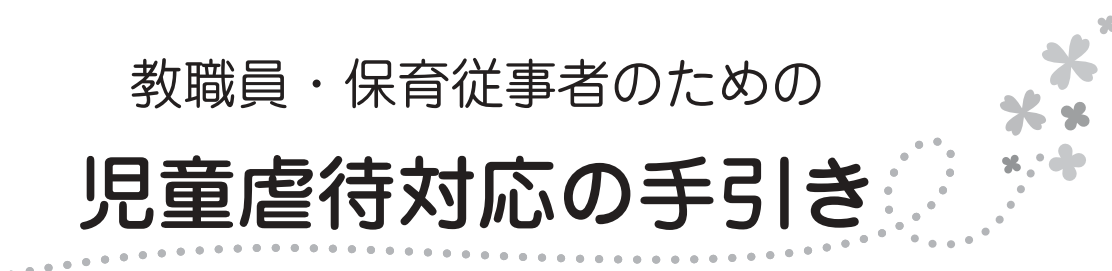


教職員・保育従事者のための  
**児童虐待対応の手引き**  
(第二版)

A decorative graphic consisting of a dotted line that curves upwards from the left towards the right, ending in a cluster of stylized floral motifs.

岡山県教育庁人権教育課

# はじめに

児童虐待は、「児童虐待の防止等に関する法律」第1条に示されているとおり、児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるもので、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすものです。

そのため県教育委員会では、平成23年3月「教職員・保育従事者のための児童虐待対応の手引き」を作成し、学校における対応の流れや対応方法等についてとりまとめ、さらに、関係機関及びNPO等との協働による教育関係者児童虐待対応研修を行うなど、対応してきました。

しかし、児童相談所等における児童虐待に関する相談対応件数が年々増加の一途をたどっていること、重大な児童虐待事件が後を絶たないことなど、依然として深刻な社会問題として対応を求められています。

国は、平成28年6月に公布した児童福祉法・虐待防止法等の改正で、「全ての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」（児童福祉法第1条）と、児童が権利の主体であること等を明確化しました。

また、親権者による「しつけ」についても、「民法第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超えて当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。」（児童虐待防止法第14条第1項）とし、「しつけ」を名目とした虐待にも対応しました。

こうした国の動きを受け、作成から7年を経過した「児童虐待対応の手引き」を児童虐待についての基礎的理解、学校における対応の流れや対応方法等について見直し、改訂しました。

今後とも、本書を学校現場において大いに活用され、児童虐待への適切な対応に役立てていただければ幸いです。

最後に、この手引きの改訂にあたり、御協力いただきました県子ども家庭課並びに児童相談所を始めとする関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

平成30年3月

岡山県教育庁人権教育課長  
向 井 重 明



# 目次

## ○ はじめに

<b>1 児童虐待の基本的理解</b> . . . . .	<b>1</b>
(1) 児童虐待の類型と子どもへの影響 . . . . .	1
(2) 児童虐待防止法で教育現場に求められている役割 . . . . .	3
(3) 児童虐待の起こる要因 . . . . .	3
(4) 児童虐待と発達障害 . . . . .	4
(5) 児童虐待と問題行動等 . . . . .	4
(6) 配偶者に対する暴力（DV）と児童虐待 . . . . .	4
<b>2 学校等における対応の流れ（フローチャート）</b> . . . . .	<b>6</b>
<b>3 児童虐待の早期発見の視点</b> . . . . .	<b>7</b>
(1) 早期発見のために . . . . .	7
(2) 身体的虐待と不慮の事故による外傷の特徴 . . . . .	7
(3) 児童虐待チェックリスト . . . . .	9
<b>4 児童虐待の初期対応</b> . . . . .	<b>11</b>
(1) 相談と報告 . . . . .	11
(2) 校内組織会議の開催 . . . . .	11
(3) 子どもへの対応 . . . . .	12
(4) 保護者への対応 . . . . .	13
(5) 緊急性が高いと判断した場合の対応 . . . . .	14
(6) 緊急性が低いと判断した場合の対応 . . . . .	14
(7) 性的虐待の理解と対応 . . . . .	15
(8) 関係機関等との連携 . . . . .	17
<b>5 市町村・児童相談所等への通告</b> . . . . .	<b>18</b>
(1) 「通告」とは . . . . .	18
(2) 通告先 . . . . .	18
(3) 通告の方法 . . . . .	18
(4) 通告のとらえ方 . . . . .	18
(5) 通告へのためらい . . . . .	19
(6) 記録の留意点 . . . . .	20
〈参考資料〉	
・要保護児童通告書（例） . . . . .	22
・一時保護に向けてのフローチャート&アセスメントシート . . . . .	23
・子ども虐待にかかる支援の目安 . . . . .	24
<b>6 通告後の初期対応</b> . . . . .	<b>25</b>
(1) 通告後の初期対応の流れ . . . . .	25
(2) 学校のかかわりについて . . . . .	26



○関係法令等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33

□児童虐待の防止等に関する法律・・・・・・・・・・34

□児童虐待防止に向けた学校における適切な対応について（通知）  
（平成16年1月30日 15初児生第18号  
文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）・・・・・・・・50

□学校等における児童虐待防止に向けた取組の推進について（通知）  
（平成18年6月5日 18初児生第11号  
文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）・・・・・・・・51

□児童虐待防止に向けた学校等における適切な対応の徹底について（通知）  
（平成22年1月26日 21初児生第29号  
文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）・・・・・・・・53

□学校等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（通知）  
（平成22年3月24日 21文科初第775号 文部科学大臣政務官通知）・・55

□児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について（通知）  
（平成22年3月24日 21文科初第777号 文部科学大臣政務官通知）・・58

□配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学について（通知）  
（平成21年7月13日 21生参学第7号 文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習  
課長・初等中等教育局初等中等教育企画課長通知）・・・・・・・・60

□一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童  
虐待防止対策に係る対応について（通知）  
（平成27年7月31日 27文科初第335号 文部科学省初等中等教育局長通知）  
・・・・・・・・64

○参考・引用文献・資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・70

裏表紙 岡山県児童虐待通告先等一覧  
学校における対応の流れチェックシート

# 1 児童虐待の基本的理解

## (1) 児童虐待の類型と子どもへの影響

### ア 児童虐待の定義

児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）第2条において、児童虐待は「保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。）について行う行為」と規定されており、以下の4つの類型が挙げられています。

なお、保護者以外の者から虐待を受けている子どもについては、保護者によるネグレクトとして、児童虐待防止法にいう児童虐待に該当することに留意する必要があります。

### イ 児童虐待防止法に規定された虐待の類型

#### 【身体的虐待】

児童の身体に外傷が生じ、又は生ずるおそれのある暴行を加えることをいいます。首を絞める、投げ落とす、熱湯をかける、布団蒸しにする、風呂で溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を口に入れる、冬場に戸外に長時間放り出すなど、生命に関わる危険な行為もあります。

#### 【性的虐待】

児童にわいせつな行為をすること、又は児童をしてわいせつな行為をさせることをいいます。わいせつ行為とは、児童に直接的に性行為を行うことだけでなく、性器や性交を見せる、児童の目の前でポルノビデオを見せるなど、より広い行為が含まれます。

#### 【ネグレクト】

保護者としての監護を著しく怠ることをいいます。児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的・性的・心理的虐待の放置、その他保護者としての監護を著しく怠ることがネグレクトに当たります。

#### 【心理的虐待】

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、配偶者に対する暴力、その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うことをいいます。言葉による脅し、大声での罵倒罵声、自尊心を傷付ける言動、無視する、きょうだい間で差別的扱いをすることなどが心理的虐待に当たります。

### ウ 児童虐待による子どもへの影響

#### 身体面に現れる影響

##### ・身体に現れる症状

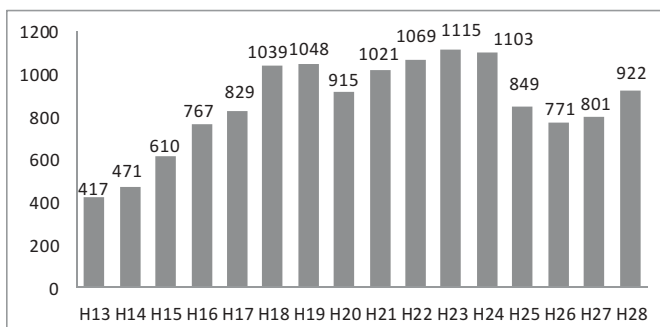
栄養不良から、子どもの発育・発達に遅れが見られることがあります。また、低栄養のため疲れやすさや体調不良をきたすこともあります。

##### ・身体的な症状となって現れる心理的な問題

自分の抱えている不安を言葉で表現できない子どもは、頭痛、腹痛、疲労感など、様々な身体的な症状を訴えることがあります。

#### 【資料1】岡山県の児童相談所における児童虐待の相談対応件数

(件数)



平成28年度に、県内の児童相談所が新たに受理した児童虐待の相談対応件数（継続件数は含まず）は922件となっています。

この数字は、児童虐待防止法施行前の平成11年度（185件）に比べて約5倍に増加しています。（平成16年の児童福祉法の改正によって、市町村も児童虐待の第一義的な相談窓口となりましたが、平成17年度以降の件数の中には、市町村のみで対応した件数は含まれていません。）

## 精神面に現れる影響

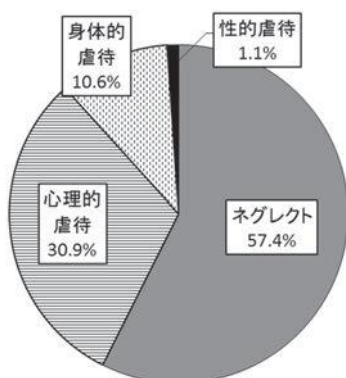
- 愛着障害  
人に対する信頼感や愛着を持つことが難しくなり、極端にかかわりを避けてしまうなど、適切な人間関係を保てなくなります。
- 解離  
苦しい場面の記憶を自分から切り離そうとする心の動きが現れ、叱られる場面で無反応になったり、殴られても痛みを感じない症状が現れたりすることがあります。
- 抑うつ  
学業への意欲が持てない、級友とかかわることを避けたがるなどのほか、睡眠障害など、身体症状を伴うこともあります。
- 知的発達障害  
安心して人とかかわれなかったり、新しいことへ挑戦する意欲が失われたりすることで、知的な発達の遅れを引き起こすことがあります。

## 行動面に現れる影響

- 衝動性  
大人との適切なかかわりの中で、衝動をコントロールする力を育むことができず、落ち着きがなく、衝動的な行動を取りやすくなります。
- 攻撃性  
不満や怒りを感じたときに暴力を振るうことを学習し、様々な場面で暴力を振るいやすくなります。
- 食行動の異常  
心を満たされていない思いが、過食など異常な食行動に結びつく場合があります。
- リストカットなどの自傷行為  
「自分の存在価値がない」と感じたときに、自分が生きている存在であると感じるために、また、周囲の注意を引くために自傷行為に及ぶ子どももいます。
- ためし行動  
自らを少しでも受け入れてもらえると感じる大人と出会うとき、どこまで自分を受け入れてくれるか、拒絶されるのかを確かめる行動を取るようになります。

先述したように児童虐待防止法では、児童虐待は保護者の行為として規定されています。そのため、児童虐待と判断するためには、子どもへの影響だけではなく、子どもや保護者からの聞き取りや地域での様子など、客観的な調査が必要になります。

### 【資料2】 岡山県の児童虐待の類型（平成28年度に岡山県の児童相談所が対応したもの）



平成28年度に、県内の児童相談所が受理した児童虐待の類型別割合は、ネグレクトが57.4%と一番多くなっています。ただし、虐待の内容は複合して行われるケースが多く、また、性的虐待は、なかなか把握しにくいという実情があります。

また、こうした虐待行為の主たる加害者として、実母が、割合が一番多いという結果が出ています。平成24年に岡山県の児童相談所が行った調査によると、この背景には、子どもを養育している主体が母親であることや、ひとり親家庭で養育を行うことの難しさがあると考えられます。

## (2) 児童虐待防止法で教育現場に求められている役割

児童虐待防止法では、「児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与える」（第1条）とされ、児童の権利擁護のために、児童に対する虐待の禁止、予防及び早期発見、国及び地方公共団体の責務、虐待を受けた児童の保護及び自立支援のための措置等が規定されています。また、虐待を発見しやすい立場にある学校等及び教職員に対しては、次の役割が強く求められています。

— 児童虐待防止法で学校等及び教職員に求められている役割 —

- |      |   |
|------|---|
| 第5条  | 児童虐待の早期発見に努めること   |
| 第5条2 | 児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護・自立支援に関し、関係機関への協力を努めること |
| 第5条3 | 児童及び保護者に対して、児童虐待防止のための教育・啓発に努めること                         |
| 第6条  | 児童虐待を受けたと思われる児童について、市町村や児童相談所等へ通告すること                     |

## (3) 児童虐待の起こる要因

児童虐待は、一部の特別な家庭のみに起こる問題ではなく、どこの家庭にでも起こり得る問題であると認識することが必要です。

— 児童虐待が発生しやすい状況 —

- 生活の中で大きなストレス（夫婦家族関係、生活の経済的困窮、離婚・再婚、家族の死や失業、倒産など）が加わり危機的状況に陥っている。
- 悩みや困ったときの支援者がなく、孤立感・孤独感がある。
- 望まない妊娠などで育児に対する様々な準備が不足していた。
- 未熟児、多胎、アレルギー体質、発達の遅れや偏りなどで子どもの養育に困難を伴う。
- 親が育った子ども期に、自身の親から愛されたという実感がないため、我が子への愛着形成がうまくいかない。

### Q 家庭におけるしつけと虐待は、どう区別するのですか？

A 児童虐待防止法第14条では、「親権を行う者は、児童のしつけに際して、監護及び教育に必要な範囲を超えて当該児童を懲戒してはならない」としています。しつけと虐待の区別は、親の立場や意図ではなく、子どもの立場から、子どもの安全と健全な育成が図られているかどうかに着目することが大切です。

しかし、しつけか虐待かの区別にこだわるあまり、事態の対応が遅れては本末転倒です。その区別に関わらず、行き過ぎた行為であれば、子どもへの支援が必要という視点に立って迅速な対応を行う必要があります。



#### (4) 児童虐待と発達障害

子どもが発達障害を有している場合、保護者が他の子どもに比べて子育てを難しく感じたり、障害に対する理解がなかったりすることで、強い不安を持つことがあります。

また、「子どもの障害は自分に責任があるのではないか」という思いや、子どもの成長が期待通りでないことから生じる不安やいら立ちなどを感じることににより、保護者がその思いを子どもに向けてしまい、不適切な養育となっている場合もあります。特に、家庭内で理解が得られにくい場合や周囲の支援者が子どもの障害について適切に対応できていない場合には、子どもの問題が子育てのせいにされ、子どもと保護者が精神的に追い込まれることがあります。発達障害についての理解や適切な対応が必要です。

さらに、虐待を受けた子どもの行動と発達障害を疑う子どもの行動との間に類似性（落ち着きのなさ、衝動性など）があることに、留意した対応を行わなければ、子どもの状態が悪化する場合がありますので、虐待と発達障害の双方の視点を持つことが大切になります。

#### (5) 児童虐待と問題行動等

児童生徒の非行や不登校について、その背景にある子どもの問題を的確に把握することが必要です。学校等としては、様々なケースの中には、虐待が潜んでいる場合もあり得るという認識を持って、対応に当たることが重要です。

##### ア 児童虐待と非行

食事を与えられていないなど（ネグレクト）の結果、食べ物を万引きする場合もあります。虐待による満たされない思いが、窃盗、万引きなどの行動に結びつくこともあります。

児童生徒の非行や、教職員等の指導に従わない反抗的な態度などの問題行動の背景には、子ども自身が社会に受け入れられていないと感じていることなどが考えられます。こうした子どもの行動を保護者が、厳しさだけで正そうとすると、子どもはますます受け入れてもらえないと感じ、かえって問題行動を強めることがあります。その結果、保護者の厳しさが増すという悪循環が虐待につながる場合もあります。

また、虐待を受け、自分を大切に扱われた経験のない子どもの中には、他者と性的な関係を持つことで、唯一自分を認めてもらえるという思いが潜んでいる場合があります。性的虐待を受けた子どもは、そのときに感じた無力感を克服しようと、性の問題を繰り返すことがあるので、性に関する問題行動がある子どもの背景には、性的虐待の被害が隠れている可能性もあることを理解しておきましょう。

##### イ 児童虐待と不登校

子どもには登校する意思があるのに保護者が登校させない（例えば、子どもが、家できょうだいの世話をさせられている、子どもがネグレクト状況で放任されている）など、保護者が子どもの登校を妨害している場合があります。また、子どもが、そのような状況に置かれることで登校の意思が失われ、不登校になっている場合もあります。

#### (6) 配偶者に対する暴力（DV）と児童虐待

配偶者に対する暴力とは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）において、「配偶者の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの」及び「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」をいいます。この場合の「配偶者」には、法律上の配偶者だけでなく、事実上婚姻関係にある者や離婚した元配偶者も含まれます。

子どもの目の前で繰り返される配偶者に対する暴力は、子どもに親を守れない自責の念を生じさせ、また、いつ本人に降りかかってくるかわからない恐怖から、不眠や心身症を発症する場合もあり、子どもの養育環境を心理的に脅かすことにつな

がります。このため児童虐待防止法では、心理的虐待に、DVの目撃が含まれることが規定されています。

**Q DVと関連した児童虐待にはどのように対応したらよいですか？**

A 子どもにDVを見せることは、心理的虐待に該当するため、まずは市町村のDV担当窓口で被害を受けている親（以下「被害者」という。）から相談が入っていないか確認をしましょう。これは、被害者が安全に逃げることを妨げないためです。そして相談が入っていないようであれば、市町村や児童相談所等に通告する必要があります。

また、DVの被害者に対しては、配偶者暴力相談支援センター（以下「配暴センター」という。）等に関する支援情報の提供を行うことが必要です。DV防止法では、DVの発見者は、配暴センター又は警察へ通報する努力義務が規定されています。

暴力を避けるため、加害者の元から被害者が子どもと共に避難し、一時保護施設や民間シェルター等へ入所したり、転居したりすることがあります。関係機関と連携を図りつつ、加害者に被害者の居所が知られることがないように、十分配慮することが必要です。

※岡山県の配偶者暴力相談支援センター

名 称	電話番号
岡山県女性相談所	086-235-6060
岡山県男女共同参画推進センター（ウイズセンター）	086-235-3310
岡山市男女共同参画相談支援センター（相談ほっとライン）	086-803-3366
倉敷市男女共同参画推進センター（ウイズアップくらき）	086-435-5670

**Q DVやDVと関連した児童虐待などの特別な事情によって住民票を異動させることができない児童生徒の転学について、学校はどのようなことに気を付けなければなりませんか？**

A 転学先の市町村教育委員会と転学元の市町村教育委員会との協議によって、個別に対応することになります。

転学元の学校では、転学先の学校名等の情報を知り得る者については、必要最小限の範囲に制限するとともに、転学先の学校名等の情報を記している指導要録等の保存についても、特に厳重に管理する必要があります。転学先の学校においても同様に、情報の管理を徹底する必要があります。

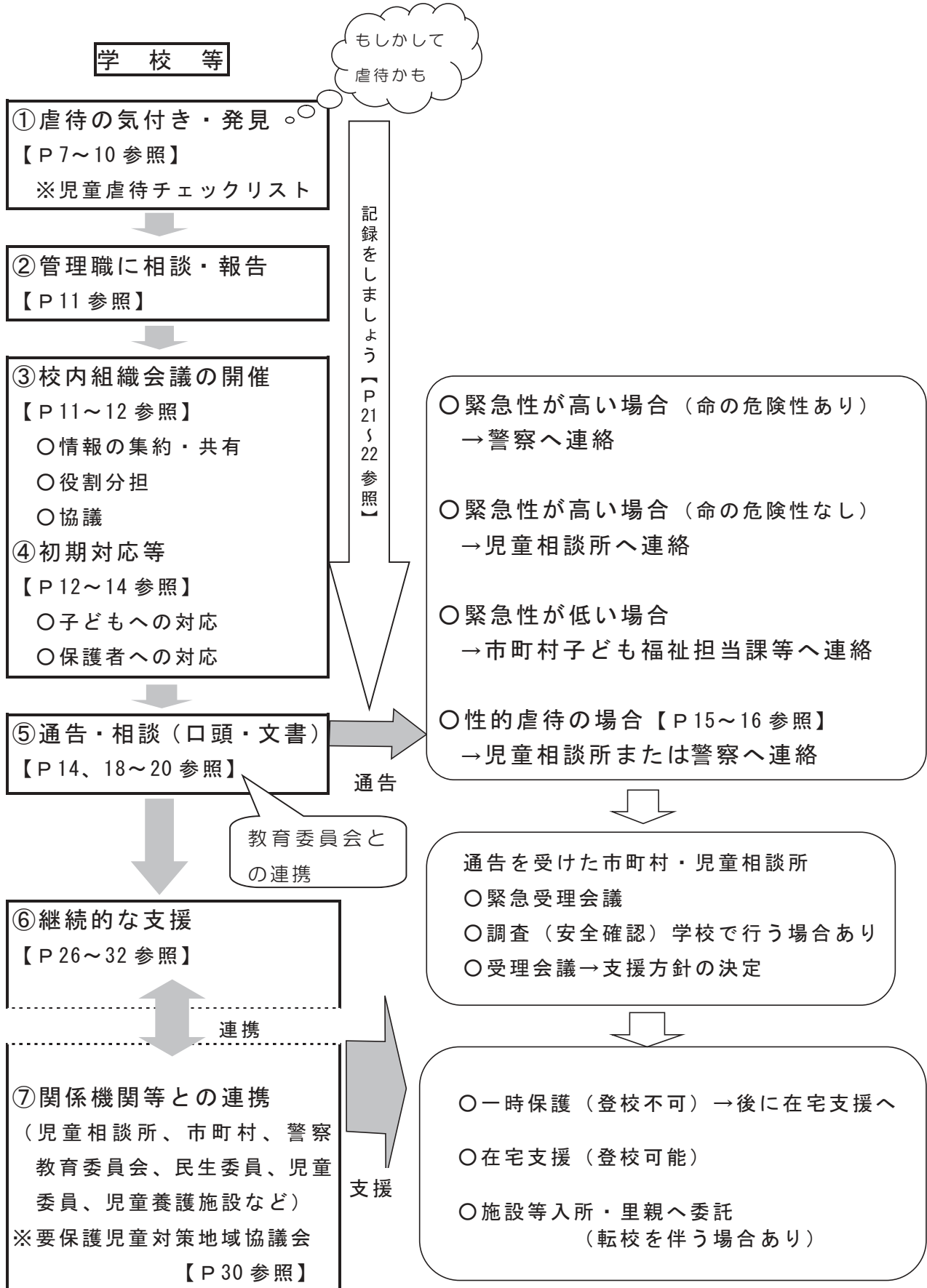
また、状況に応じて、指導要録の写し等の授受について、学校間では直接行わず、教育委員会を通じてやりとりをすることも考えられます。

【P60～63「配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学について（通知）」参照】

また高等学校等については、転学先の学校長と転学元の学校長との協議によって、個別に対応することになります。転学元の学校では、転学先の学校名等の情報を知り得る者については、必要最小限の範囲に制限するとともに、転学先の学校名等の情報を記している指導要録等の保存についても、特に厳重に管理する必要があります。転学先の学校においても同様に、情報の管理を徹底する必要があります。

## 2 学校等における対応の流れ（フローチャート）

※裏表紙にあるチェックシートもご活用ください



### 3 児童虐待の早期発見の視点

#### (1) 早期発見のために

子どもはほとんどの場合、自分から進んで「虐待されている」とは言い出しません。また、どんなにつらくても、親の悪口を言うことにも強いためらいを持っています。この2つのことから、子どもの年齢が低ければ低いほど強まる傾向があります。学校等は、子どもが長時間過ごす場所であり、子どもの虐待を発見しやすい立場にあります。教職員は、子どもの様子から「何かいつもと違う」「どこか不自然だ」という感覚を大切にしなければなりません。

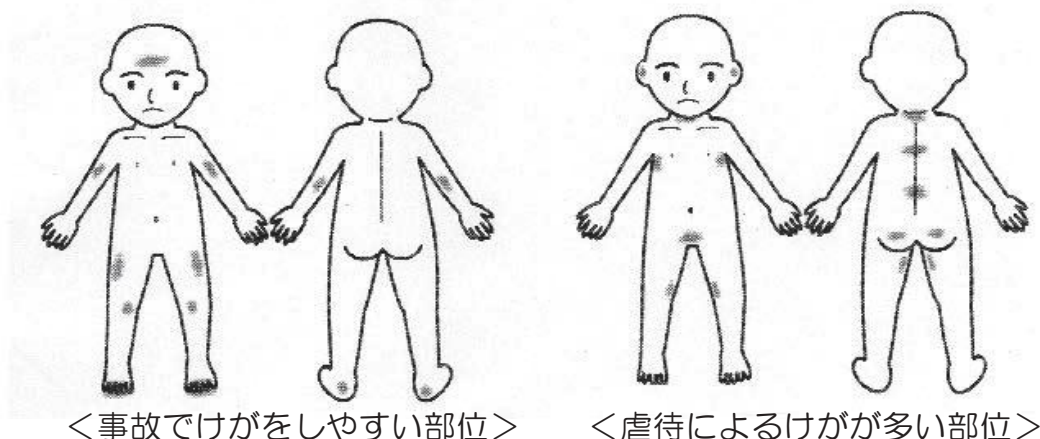
【P9～10「児童虐待チェックリスト」参照】

#### (2) 身体的虐待と不慮の事故による外傷の特徴

基本的には、不慮の事故による外傷は骨張っているところ、例えば、額・鼻・顎・肘・膝など皮膚の直下に骨があって脂肪組織が少ない場所に生じやすいのに対して、児童虐待による外傷は臀部や大腿内側など脂肪組織が豊富で柔らかいところ、頸部や腋窩などの引っ込んでいるところ、外陰部などの隠れているところに起こりやすいことが特徴と言えます。

また、本人や保護者の受傷原因についての説明と矛盾する外傷は、身体的虐待を疑う必要があります。(注) 腋窩(えきか)：左右の腋の下のくぼんだところ

#### ア 身体的虐待と不慮の事故による外傷部位の相違



#### イ 時間経過に伴う挫傷の色調変化

時間経過	挫傷（打撲傷）の色調変化
受傷直後の挫傷	「赤みがかった青色」
1日～5日後	「黒っぽい青から紫色」
5日～7日後	「緑色」
7日～10日後	「緑がかった黄色」
10日以上	「黄色っぽい茶色」
2週間～4週間	「消退」（消えてなくなっていくこと）



## ウ 特徴のある外傷所見

ループ状の傷	電気コードやロープをループ状に曲げて、鞭打つように打ち付けたときにできる傷である。
スラッピング・マーク	平手打ちによってできる皮下出血で、平手で打ち付けられた部分のうち指と指の間の箇所には線状痕が残る。 加害者の手の大きさにもよるが線状痕と線状痕との距離はだいたい2cmくらいである。
上眼瞼の皮下出血（青あざ）	眼瞼をげんこつで殴られたときに多くできる。
噛み傷	左右の犬歯と犬歯の距離が3cm以上ある場合は、大人による噛み傷である。
脱毛（抜毛）	抜けた毛の毛根が発赤している、脱毛部分が腱膜下血腫によって膨隆しているなどの場合は、頭髪を引き抜かれたことによる脱毛が疑われる。
シガレット・バーン	直径が約8mmで境界鮮明な円形を呈しており、中央部分に周辺部分よりも深い火傷が認められる場合、紙巻きたばこを押しつけられた火傷である可能性が極めて高い。 単一の場合よりも、複数まとまって認められることが多い。
やじり 鏃 マーク	液体が重力によって流れると先端が下向きに鏃状を呈する現象で、熱した液体を浴びせられたときにできる液体熱傷に特徴的である。 熱した固形物でできる接触熱傷では、その物体が当たっていた部分にしか熱傷痕は認められない。
水平線サイン	液体熱傷のうち、熱した液体に浸された場合、液体の上縁に一致して水平線が形成されて、熱傷の上縁を縁取る。 この水平線を基に考えれば、どのような体位で液体に浸けられていたかが推測できる。

（「養護教諭のための児童虐待対応の手引き」平成19年10月文部科学省から）

(3) 児童虐待チェックリスト  
 〈児童生徒用〉

平成 年 月 日 ( 時 分記入)

記入者 (児童生徒との関係 )

組 氏名

生年月日

1 子どもの様子

体・身なり等の様子	<input type="checkbox"/> 低身長 ( ) cm <input type="checkbox"/> 低体重 ( ) kg <input type="checkbox"/> 説明できない不自然なけが、繰り返すけが (けがの様子: ) <input type="checkbox"/> 身体が不衛生 <input type="checkbox"/> 衣服が汚れている <input type="checkbox"/> 季節や気温にそぐわない服装をしている
保護者とのかわり	<input type="checkbox"/> 子どもと保護者の視線がほとんど合わない <input type="checkbox"/> 保護者がいなくなると急に表情が晴れやかになる <input type="checkbox"/> 家に帰りたがらない <input type="checkbox"/> 家出
学校での生活	<input type="checkbox"/> 嘘をつく <input type="checkbox"/> 乱暴な言葉使い <input type="checkbox"/> 情緒不安定 <input type="checkbox"/> 集中困難な様子 (白昼夢) <input type="checkbox"/> 落ち着かない態度 <input type="checkbox"/> 極端に無口 <input type="checkbox"/> 理由の不明な遅刻や欠席が多い, あるいは急に増えた <input type="checkbox"/> 表情や反応が乏しく, 元気がない <input type="checkbox"/> 授業中の教室からの立ち歩き <input type="checkbox"/> 単独での非行 (万引きなど) <input type="checkbox"/> 大人の顔色を伺う <input type="checkbox"/> 大人への反抗的な態度 <input type="checkbox"/> 触られること, 近づかれることをひどく嫌がる <input type="checkbox"/> 頭痛, 腹痛, 倦怠感等を繰り返し訴える <input type="checkbox"/> 持続的な疲労感・無気力感 <input type="checkbox"/> 頻繁な保健室利用 <input type="checkbox"/> 教職員に異常なほど甘える <input type="checkbox"/> 提出物をほとんど出さない <input type="checkbox"/> 便や尿の失敗がよくある <input type="checkbox"/> 生き物への残虐な行為 <input type="checkbox"/> 他人へのいじめ <input type="checkbox"/> おやつや給食などに対して異常なほど食欲を示す <input type="checkbox"/> 過食 <input type="checkbox"/> 拒食
その他	<input type="checkbox"/> 年齢不相応な性的な興味関心・言動がある <input type="checkbox"/> リストカットなどの自傷行為をする

2 保護者の様子

子どもとのかわり	<input type="checkbox"/> 人前で子どもを厳しく叱る, 叩く <input type="checkbox"/> 子どもに対して無関心で態度が冷たい <input type="checkbox"/> 食事を作らない, 弁当を持たせない <input type="checkbox"/> 子どもを残してよく外出している
学校とのかわり	<input type="checkbox"/> 感情や態度が変化しやすい, イライラしている, 余裕がないように見える <input type="checkbox"/> 「キレた」ような抗議をしてくる <input type="checkbox"/> 子どもの普段の様子を具体的に語らない <input type="checkbox"/> 子どものけが, 提出物の遅れ等について質問すると, 話に矛盾があったり, 不自然な言い訳をしたりする <input type="checkbox"/> 子どもが熱を出したり, 具合が悪くなったりして保護者に連絡しても, 緊急性を感じていないそぶりが伺える <input type="checkbox"/> 表情が硬い, 話しかけても乗ってこない <input type="checkbox"/> 連絡が取りにくい <input type="checkbox"/> 家庭訪問, 懇談などのキャンセルが多い, 行事に参加しない <input type="checkbox"/> 家庭訪問をすると, 家の中が極端に散らかっており不衛生である
家族の状況	<input type="checkbox"/> 夫婦関係や経済状態が悪く, 生活上のストレスになっている <input type="checkbox"/> 精神状態が不安定, アルコール依存, 薬物依存等がある
地域での状況	<input type="checkbox"/> 他の保護者や近隣との付き合いがなく, 孤立している <input type="checkbox"/> 家庭に対する近隣からの苦情や悪い噂が多い

3 その他気付いたこと

※虐待の発見, 対応の協議の際等の参考として活用してください。

(3) 児童虐待チェックリスト  
 〈幼児用〉

平成 年 月 日 ( 時 分記入)  
 記入者 (幼児との関係 )

組 氏名

生年月日

1 子どもの様子

体・身なり等の様子	<input type="checkbox"/> 低身長 ( ) cm <input type="checkbox"/> 低体重 ( ) kg <input type="checkbox"/> 説明できない不自然なけが，繰り返すけが (けがの様子： ) <input type="checkbox"/> 身体が不衛生 <input type="checkbox"/> 衣服が汚れている <input type="checkbox"/> 季節や気温にそぐわない服装をしている
保護者とのかわり	<input type="checkbox"/> 子どもと保護者の視線がほとんど合わない <input type="checkbox"/> 保護者がいなくなると急に表情が晴れやかになる
学校での生活	<input type="checkbox"/> 嘘をつく <input type="checkbox"/> 乱暴な言葉使い <input type="checkbox"/> 落ち着かない態度 <input type="checkbox"/> 表情や反応が乏しく，元気がない <input type="checkbox"/> 極端に無口 <input type="checkbox"/> 理由の不明な遅刻や欠席が多い，あるいは急に増えた <input type="checkbox"/> 大人の顔色を伺う <input type="checkbox"/> 触られること，近づかれることをひどく嫌がる <input type="checkbox"/> 頭痛，腹痛，倦怠感等を繰り返し訴える <input type="checkbox"/> 保育者に異常なほど甘える <input type="checkbox"/> 便や尿の失敗がよくある <input type="checkbox"/> 生き物への残虐な行為 <input type="checkbox"/> おやつや給食などに対して異常なほど食欲を示す
その他	<input type="checkbox"/> 年齢不相応な性的な興味関心・言動がある

2 保護者の様子

子どもとのかわり	<input type="checkbox"/> 人前で子どもを厳しく叱る，叩く <input type="checkbox"/> 子どもに対して無関心で態度が冷たい <input type="checkbox"/> 食事を作らない，弁当を持たせない <input type="checkbox"/> 子どもを残してよく外出している
学校とのかわり	<input type="checkbox"/> 感情や態度が変化しやすい，イライラしている，余裕がないように見える <input type="checkbox"/> 「キレた」ような抗議をしてくる <input type="checkbox"/> 子どもの普段の様子を具体的に語らない <input type="checkbox"/> 子どものけが，提出物の遅れ等について質問すると，話に矛盾があったり，不自然な言い訳をしたりする <input type="checkbox"/> 子どもが熱を出したり，具合が悪くなったりして保護者に連絡しても，緊急性を感じていないそぶりが伺える <input type="checkbox"/> 表情が硬い，話しかけても乗ってこない <input type="checkbox"/> 連絡が取りにくい <input type="checkbox"/> 家庭訪問，懇談などのキャンセルが多い，行事に参加しない <input type="checkbox"/> 家庭訪問をすると，家の中が極端に散らかっており不衛生である
家族の状況	<input type="checkbox"/> 夫婦関係や経済状態が悪く，生活上のストレスになっている <input type="checkbox"/> 精神状態が不安定，アルコール依存，薬物依存等がある
地域での状況	<input type="checkbox"/> 他の保護者や近隣との付き合いがなく，孤立している <input type="checkbox"/> 家庭に対する近隣からの苦情や悪い噂が多い

3 その他気付いたこと

※虐待の発見，対応の協議の際等の参考として活用してください。

## 4 児童虐待の初期対応

### (1) 相談と報告

虐待を疑ったときには、まず「子どもの安全」の観点から対応を検討する必要があります。そのためにもっとも大切なのは、職場内の危機管理体制の整備です。

危機管理体制とは、日頃から、子どもに関する重要な情報が確実に管理職へ届くようなシステムをつくり、組織としての判断、対応ができる体制のことです。

「子どもの安全」の観点から対応を検討するためには、危機管理体制を整備したうえで、教職員一人一人が子どもに気を配り、普段とは違う心配な様子が見られたら、必ず相談と報告を行うことです。

ここでは、相談と報告のために必要なポイントを紹介します。

#### ア 一人で抱え込まない

虐待は、いじめなどと同様に子どもの人権にかかわる問題です。それだけに態様が複雑で、一人の力や一つの機関では解決できないことが多いものです。

また、一人で抱え込んでしまうことで、介入のタイミングを誤り、対応が遅れてしまったり、より一層、複雑化・深刻化させてしまったりすることもあります。

虐待の対応は、問題を表面化することから始まります。子どもに心配な様子が見られたら同僚に相談することや、管理職に報告することが必要です。

#### イ 管理職の対応の重要性

相談された教職員や報告を受けた管理職は、子どもの心配な様子に気付いた教職員の気持ちを真摯に受け止めて対応しなくてはなりません。

とりわけ管理職は、担任から報告があった場合、他の教職員はその子どもをどのように見ているかなどについて、情報を集約するとともに、自らが先頭に立って、「子どもの安全」の観点から対応を検討することが求められます。

なお、情報を集約する際には、疑惑を裏付けるための証拠を見つけるといった犯人探しのような姿勢にならないように注意するとともに、子どもの安全の確認に必要な情報と今後の支援の手立てに役立つ情報を探すよう心掛けることが大切です。

#### ウ 組織対応の重要性

虐待は、発生の要因が複雑な上に、子どもと保護者の双方へ支援が必要であることから、地域で子どもの暮らしを支えている様々な関係者や複数の関係機関との連携が求められます。

その際、学校等は、組織で対応していくことが重要になります。そのためにも、日頃から担任等の教職員と管理職の意思統一をしておく必要があります。

#### エ 記録の重要性（P20参照）

組織として対応を検討していくためには、初期段階（子どもの心配な様子に気付いたとき）から記録を残しておくことが重要です。

虐待を疑ったら、同僚への相談、管理職への報告を行い、組織で対応しましょう。

### (2) 校内組織会議の開催

情報の集約と校内における協議は同時並行で行い、新たな情報は協議の場で吟味する必要があります。ここでは、その協議の場を「校内組織会議」と呼びます。

虐待の対応は、基本的には非常に長期にわたるものです。管理職は、一部の教職



員に負担がかからないように配慮し、校内組織会議の場で役割分担をするなどチームとして対応することが大切です。

また、チーム内で「いちばん不安を強く感じている人」を大切に作る雰囲気をつくるのが、チーム全体の対応力を高めることにもなります。

学校による情報収集には、もとより限界があります。虐待の「確証」を得ようとして協議と情報の集約を続けることで、いたずらに時間ばかりが経過し、事態の悪化が進むことは避けなければなりません。

### (3) 子どもへの対応

子どもの安全確認を行い、今後の支援の手立てに役立つ情報を得るためには、子どもが置かれている状況について、子ども自身から聴き取る必要があります。

ここでは、子どもからの聴き取りのポイントを紹介します。

#### 子どもからの聴き取りのポイント

- ・子どもの置かれた状況について、あらかじめ関係者間で共通理解しておく。
- ・子どもがリラックスできる、静かで落ち着いた場所で行う。
- ・子どもが話した内容は推察を加えず、できるだけ正確に記録をする。
- ・子どもがひどい状況を話しても驚かず、動揺を見せないようにする。
- ・子どもからの聴き取りは、できる限り少ない回数にする。
- ・子どもと「誰にも言わない」「親には言わない」等の約束をしない。

接し方のポイント	かける言葉（例）
・相づちを交えながら、話をしっかり聴き、どのような内容であっても真剣に受け止める。	「つらかったんだね」 「怖かったんだね」「腹が立ったんだね」
・つらい体験を話してくれたときには、その勇気を賞賛し感謝する。	「勇気を持って話してくれてありがとう」
・現在の身の安全を確認する。ただし、事情聴取のような聴き取りや無理な追及にならないように配慮する。	「〇〇にたたかれたことは、今までにもあった？それとも、今回が初めて？」
・子どもの自責の気持ちを和らげるように配慮する。	「〇〇さんは悪くないだよ」 ※子どもが悪くないと強調しすぎると、「親が悪い」と示唆することになるので配慮が必要。
・「はい」「いいえ」の答えになるような質問の仕方にならないように注意し、できるだけ、子ども自身の言葉で話すことができるようにする。	「〇〇さん、ここにあざがあるけど、どうしたの」  ×「こんなあざがあるということは、きっとお父さんに殴られたに違いないね」 (誘導的な質問は避ける)
・子どもを支えてくれる大人が周囲に存在するかどうかを確認するとともに、できることを一緒に考えていくことを伝える。	「このことを、今まで誰かに相談したのかな？」 「どうしたらいいか、先生と一緒に考えてみない？」

<ul style="list-style-type: none"> <li>安易な約束はせずに、人の力を借りれば何か変わっていくのではないかと期待や安心感を与える。</li> </ul>	<p>「あなたがこれ以上怖い思いをしたり、傷付いたりしないように、他の人にも相談したい」</p> <p>×「話したことは絶対に内緒にするよ」 (通告の義務に反する約束はしない)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもが通告を拒否するが多いが、根気よく話をしていく。</li> </ul>	<p>「今の状態は、あなたにとって決してよいとは思えない。みんなで改善策を考えたい」</p>

#### (4) 保護者への対応

子どもに心配な様子が見られた場合は、経過を見守るだけだと状況が悪化する場合があります。様子が悪化してからでは、対応により力が必要になります。それを防ぐためにも、子どもに心配な様子が見られた場合は、必ず保護者へ連絡を入れて事情を聞くようにします。

保護者に事情を聞いても、「子どもの安全」の観点から心配が完全に払しょくされない場合があります。そのような場合には、保護者に対して、「もし心配な様子が繰り返されるようであれば、早期に学校等へ連絡を入れたり、相談したりするように」と伝えましょう。併せて、「心配な様子が繰り返されているけれども、連絡がないようであれば、市町村の子ども福祉担当課や児童相談所、場合によっては警察へ連絡しなければならない義務がある」という説明もしておきましょう。

そのようにしておくことは、市町村の子ども福祉担当課や児童相談所、警察が子どもや保護者へ介入した後も、関係性を維持していくための布石になりますし、危機管理の視点からも有効です。

ここでは、子どもへの対応と同様に、子どもの安全確認と今後の支援の手立てに役立つ情報を得るために、子どもが置かれている状況について保護者から聴き取る際の対応のポイントを紹介します。

##### 保護者への対応のポイント

- 校内組織会議で、事前に十分な検討をしておく。
- 面接や家庭訪問は、複数の教職員で当たる。
- 家庭訪問を拒否する場合には無理をせず、来校を促すなど面接の機会を作る。
- 矛盾した話をする場合は、指摘や追及をせず、なぜ矛盾した話をするのか、その理由や意図を考えながら聞く。
- 虐待だけを話題にすることや批判をすることなどはせず、保護者の話を聞く。
- 家庭訪問や面接が終了した後は、速やかにその状況（事実）を記録する。

接し方のポイント	かける言葉（例）
<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者の意識に焦点を当てた会話を心掛ける。</li> <li>非難や批判をせず、訴えを傾聴する。</li> </ul>	<p>「今、困っていることは何ですか」</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者が子育ての上でどんなことに不安やいらだちを抱えているかを聴き、保護者の思いを受け止める。</li> </ul>	「今まで頑張って来られたんですね」
<ul style="list-style-type: none"> <li>子育ての難しさに理解を示す。</li> <li>解決に向けて、共に取り組む姿勢を見せる。</li> <li>焦らずに時間をかけて改善していくことを伝える。</li> <li>専門機関を紹介し、保護者の情緒的ケアをする。</li> </ul>	「〇〇さんは、大人を怒らせるようなことをするところもありますね」 「もう一度子どもへの接し方を考え直してみませんか」 「これから私たちと一緒に子どもを支えていきましょう(一緒に考えていきましょう)」
<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者の状態を考慮して、できるだけ早い段階で明確に虐待に当たることを伝える。</li> </ul>	「お父さん(お母さん)の行為はしつけの範囲を超えています。事情があるにせよ、虐待に当たります」
<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもを守り育てる教育の専門機関として毅然とした態度を示す。</li> </ul>	「虐待が疑われるので、学校としては法律に基づいて市(町村)等に通告しなければなりません」
<ul style="list-style-type: none"> <li>当面の具体的ななかかわりについてアドバイスする。</li> </ul>	「注意する場合や叱る場合には深呼吸して冷静に言い聞かす方が効果的ですよ」 「子どもの反抗的な態度や反応などを予想してからかかわるといいですよ」

#### (5) 緊急性が高いと判断した場合の対応

子どもの命に差し迫った危険がある等、子どもの安全が守られておらず、校内組織会議で、緊急性が高いと判断した場合は、直ちに警察への通報を協議します。

通報を行った場合、警察は現場へ臨場して子どもの安全を確保するとともに、子どもと保護者、学校から事情を聞きます。併せて児童相談所へ通告が行われ、必要に応じて一時保護が実施されます。

子どもの命に差し迫った危険はないけれども、子どもの安全に不安があり、早期に何らかの対応が必要と判断した場合は児童相談所へ通告します。

児童相談所への通告については、後で(P18～)記載していますので参考にしてください。

#### (6) 緊急性が低いと判断した場合の対応

一義的に子どもの安全確認ができており、校内組織会議で緊急性が低いと判断した場合は、「子どもの支援を行う」観点から情報を集約し、子どもや保護者と共に現状の共有とその原因、今後の具体的な支援方法について話し合います。そして市町村の子ども福祉担当課、母子保健担当課、生活保護担当課、所管の教育委員会などと連携しながら支援を行うようにします。

## (7) 性的虐待の理解と対応

性的虐待が疑われる場合には、早急に校内組織会議を開催し、直ちに所管の教育委員会への連絡をします。そして、児童相談所や警察等の専門機関に連絡を取り、どのように対応すべきか確認することが大切です。

そのためには、性的虐待の特徴を踏まえるとともに、慎重な対応が求められます。

### ア 性的虐待の特徴

#### ○ 発見が難しい

性的虐待は、他の虐待に比べて、外見的な証拠が見つかることが少ない上、子ども自身もその事実を否認することが多く、発見が非常に難しい虐待です。

実際に性的虐待が見つかるケースとしては、幼児や小学生低学年では、子どもの年齢不相応な性にかかわる言動によって発見されることが多く、中学生や高校生では、子どもが信頼できる人に告白（相談）することによって発見されることが多くあります。

#### ○ 対応が難しい

性的虐待は、早期の事例では3歳ごろから認められますが、思春期年齢で発見されることが多く、年齢が大きくなるほど、精神症状や問題行動が多発するため対応が困難になることが多いです。

性的虐待については、児童相談所などの専門機関においても事実を確認することが難しく、対応に当たっては、高度な専門性が必要とされます。

#### ○ 虐待される子どもは女子が多い

性的虐待の被害者の多くは女子です。これは、妊娠や性器の外傷、異性との過剰な性的な接触などによって被害が発見されやすいためとも言われています。

一方、男子にも性的虐待の被害者はいます。男子の被害は、女子に比べて影響が表出されにくいというえに、恥ずかしいという意識が強く働いたり、訴えても信じてもらえない場合が多かったりするために発見されにくいと言われてい

### イ 性的虐待の心身の健康への影響

性的虐待は、子どもに心的外傷後ストレス障害（PTSD）を引き起こすことも多く、心身の健康に与える影響は深刻なものです。

症状が重篤になる要因としては、加害者と被害者との関係性（親密さ）、子どもを守れる保護者がいない、虐待期間が長期に及ぶことが多いなどがあげられます。

#### ○ 身体的な影響

性的虐待を受けた子どもには、妊娠、性感染症、性器周辺の外傷などの身体的症状が見られることがあります。

#### ○ 心理的な影響

性的虐待を受けた子どもの心理的影響には、以下のようなものがあります。

- ・自己肯定感の低下（自分が汚い、自分が悪いと思う 等）
- ・親密な人間関係を築くことが困難（異性に対して恐怖心を抱く 等）
- ・性的な問題を引き起こしやすい（性に関する問題行動 等）
- ・適切な感情表現ができない
- ・心理的な問題が背景にある身体症状や疾患等の問題が引き起こされることが多い



#### ウ 性的虐待被害体験を子どもから告白（相談）されたときの留意点

子どもを性的虐待の被害から守るためには、裁判等で争うことが必要になる場合があります。その際に、重要視されるのが子どもの語る性的被害体験です。

しかし、子どもは、複数回被害体験を聞かれることによって、大人が望むような内容に話を変えてしまう傾向が強く見られます。そのため、被害体験の聴き取りはできるだけ早い段階で、少ない回数で行う必要があります。

子どもから性的被害体験を聴き取るためには、立証性を担保した専門的な面接技術を要求されます。

このため、学校としては、積極的な情報の収集・確認を行う前に、まずは児童相談所や警察等の専門機関に早期に相談することが必要です。

#### エ 対応の留意点

子どもからの告白や相談を受ける機会が多いと考えられる養護教諭や教育相談担当教諭等は、次の点について留意しつつ、適切に対応する必要があります。

##### 【対応の留意点】

- ・子どもの話をしっかり受け止めましょう（受容的態度）。
- ・心理的な苦痛・恐怖・不安と決死の思いを持って話していることを理解しましょう（共感的態度）。
- ・加害者から口止めされているのに話してしまったという裏切りと後悔の気持ち、脅迫されていたことに対する恐怖心、恥辱感、性的虐待から身を守れなかったことについて罪の意識などを持っていることが多いことを認識し、子どもに罪はないことや、子どもを守ることを話し、安心させることが大切です。
- ・「他の誰にも言わない」や「親には言わない」という約束をしてはいけません。なぜなら、黙って一人で抱え込むことにより、対応が遅れ、事態を悪化させるようなことがあってはならないからです。
- ・「あなたを守るためには他の人の助けを借りることが必要である」ことを、根気強く説得していくことが大切です。
- ・打ち明けられた話の内容に驚いて、過剰な反応をしないように気を付けましょう。なぜなら、子どもは自らの告白の重大さに驚き、虐待について語ろうとしなくなってしまうからです。
- ・子どもの言葉をそのまま記録しておきましょう。
- ・一度認めた虐待の証言が撤回されることもしばしばあることを認識しておきましょう。
- ・校内組織会議で検討の上、速やかに児童相談所や警察等の専門機関に連絡しましょう。

**\* 性的虐待の内容を聴き取るのは1回限りにしましょう。**

早い段階で児童相談所や警察等の専門スタッフに相談し、  
対応してもらいましょう。

## (8) 関係機関等との連携

外部の関係機関等と連携して対応にあたるためには、対応窓口となる教職員を決めて情報の混乱を避ける工夫や、関係機関等と学校等の役割分担を明確にするために、校内組織会議で情報の共有を行うなどして機関連携を強める必要があります。

Q 子どもが「誰にも言わない約束をして話を聴いてほしい」と言って来ました。どうしたらいいですか。

A この約束をして話を聴いてしまうと、もしも、虐待の話だったとき、通告ができないことになってしまいます。その状態のまま、義務に従って通告すれば、今度は子どもとの約束を破ったこととなります。

そのため、子どもから話を聴くときには、「あなたを守るためには他の人に話をすることもある」ということをきちんと伝えなくてはなりません。その上で、みんなの知恵を借りてあなたを守っていくつもりであることと、様々な人の助けを借りることができること、それがあなたにとって良い方法であることを根気強く説得していくことが必要です。

## 5 市町村・児童相談所等への通告

### (1) 「通告」とは

市町村の子ども福祉担当課や児童相談所へ、「子どもに心配な様子が見られる」「支援が必要な子どもがいる」と連絡することを「通告」と言います。

通告した子どもの状態が虐待かどうかを判断するのは、学校等通告をする側ではなく、通告を受けた市町村の子ども福祉担当課や児童相談所等の役割になります。

そのため、学校等は「もし間違っていたら」「虐待を証明できるようになってから」と悩み、通告が遅れてしまうことにより、最悪の結果を招くことのないようにしなければなりません。

### (2) 通告先

通告は、①市町村の子ども福祉担当課、②児童相談所のいずれかに対して行います。子どもの命に危険が迫っている場合は、③警察へ通報します。

通告を受けた市町村の子ども福祉担当課は、虐待対応の一義的機関として、まず、緊急受理会議を開催して、子どもの安全確認を行うとともに、緊急性や要保護性が高いと判断した場合は、これを児童相談所へ送致します。

それ以外の場合は、市町村の子ども福祉担当課が調査を行って援助方針を決定し、要保護児童対策地域協議会を通じて、その構成機関と連携しながら、子どもや保護者への支援を行います。

一方、児童相談所は、通告を受けると、緊急受理会議を開催して、子どもの安全確認を行うとともに、緊急性が高いと判断した場合は、一時保護を含めた対応を決定します。

その後は、一時保護の実施の有無に関わらず、さらに調査や面接をすすめ、援助方針を策定し、子どもと保護者、関係者や関係機関と協働しながら支援を行います。

### (3) 通告の方法

通告は、文書で行う場合と口頭で行う場合があります。

文書による通告の場合は、それぞれの市町村で定められている様式があれば、それに従って必要事項を記入してください。(P22要保護児童通告書(例))参照)緊急を要すると判断された場合には、電話等により口頭で通告し、後で文書を送付してください。

通告されたことを保護者が知っているかどうかで、市町村の子ども福祉担当課や児童相談所の介入の方法が変わる場合があるので、通告書には、保護者が知っているか否かを明記してください。

また、通告後の対応に配慮が必要と思われる場合は、市町村の子ども福祉担当課や児童相談所等に前もって連絡してください。それを受けて関係者や関係機関と調査を目的とした合同会議などが開かれる場合もあります。

学校等は、通告後の対応について、具体的なイメージを持っておくと、通告もスムーズに行うことができます。

なお、児童虐待防止法第6条第3項では、通告義務は公務員等の守秘義務よりも優先されると規定されています。

### (4) 通告のとらえ方

虐待が起きている家族では、子どもの育て方がわからないで保護者が困っている場合が多く見られます。保護者は、その悩みやストレスを抱え込んでいるのかもしれない。

そうした状況をそのままにしておくと、子どもの苦しみは続き、心身の育ちが大きく阻害されてしまいます。そのため、通告するべきかどうかで悩む場合は通告を次のようにとらえることが重要です。

- 子どもの権利擁護の観点から、常に子どもの安全と福祉を優先しましょう。
- 「子ども本人が言い出しにくい」からこそ大人の責任において通告しましょう。
- 通告することを責任転嫁などとマイナスイメージでとらえるのではなく、事態を前進させるための有効な手段だと理解しましょう。
- 虐待かどうか判断するのは、市町村の子ども福祉担当課や児童相談所です。迷うからこそ、そうした専門機関に相談するなど、前向きにとらえましょう。
- 通告は、安心して暮らせていない子どもや保護者に対する関係機関と連携した支援の始まりです。そして、通告を契機に親子関係の再構築や学校等と保護者との新たな関係づくりへと発展させていきましょう。

### (5) 通告へのためらい

学校等が通告をためらう理由としては、虐待の確証がないことへの不安や、通告によって学校等と保護者との関係が悪化するのではないかという不安、また、通告後の対応の実効性への疑問等があると思われます。それらの不安や疑問等については、以下のQ&Aを参考にしてください。

**Q** 虐待かどうか判然とせず、この程度で通告すべきなのかどうか悩んでしまいます。どうしたらいいですか。

**A** 教職員が虐待の証明をする必要はありません。通告する際に、虐待を疑った理由（状況）を伝えるだけで十分です。

通告を受けた市町村の子ども福祉担当課や児童相談所は、様々な調査を実施します。その結果によっては、虐待が判明することもあります。虐待以外の理由で子ども自身が葛藤やストレスを感じていることがわかるかもしれません。

例えば、保護者の離婚や再婚、祖父母の死、きょうだいの誕生、家族の障害、保護者の失業や転居などです。

いずれにしても、子どもの支援に繋がることに変わりはありません。

**Q** 通告したことで、保護者から苦情を言われたら、どのように対応すればいいのでしょうか。

**A** 原則として、通告者は秘匿されますが、対応の過程で通告者が限定された結果、保護者から苦情を言われることがあります。

また、学校等以外で、子どもの心配な状況を発見することが難しい場合、市町村の子ども福祉担当課や児童相談所から、「保護者へ学校（保育所）から連絡があったと伝えさせてほしい」等と依頼され、それを了承した結果、保護者から苦情を言われる場合もあります。

保護者からの苦情が想定される場合、管理職は、校内組織会議で次の点を共有して対応してください。



- ① 必ず複数の教職員で対応する。
- ② 学校等が通告したか否かを論点にしない、させない。
- ③ 保護者（通告された・疑われた）の思いを聴き、気持ちに理解を示す。
- ④ 「お子さんの今後について、一緒に考えていきましょう。」というスタンスを崩さない。

\* 暴力的な保護者であれば、事前に警察に相談しておきましょう。  
\* 暴言や威嚇を繰り返す保護者であれば、行政対象暴力としての対応を検討しましょう。  
\* 市町村の教育委員会や子ども福祉担当課、児童相談所等と十分話し合っ  
て、このような事態に備えておきましょう。  
\* 児童相談所が保護者の同意なく一時保護した場合は、児童相談所から  
保護者に対して「学校に調査した結果、いろいろ話を聞いたが、他か  
らの情報と総合して、一時保護については児童相談所の責任において  
決定した」と伝えていることが多いようです。

## （6）記録の留意点

学校での記録が、児童相談所等における判定時の資料や、支援のためのネットワ  
ーク会議である「要保護児童対策地域協議会」（P30参照）への貴重な情報とな  
るので、事実に基づいた正確な記録を心掛けることが大切です。

### ア 根拠の記録

虐待を疑った根拠となる事象について、具体的なことがわかるように、虐待を  
疑ったときから時系列で（事実の発見や発生を日時順に）記録しましょう。

### イ 子どもの訴えの記録

子ども自身から訴えがあった場合、語られた言葉のとおりを記録し、その際の  
表情、態度も記録しましょう。

### ウ 情報の記録

直接確認できた情報と伝聞情報は、はっきりと区別して記録しましょう。

### エ 保護者の話の記録

保護者からの電話や面談は、日時や内容、様子を経過に従って具体的に記録し  
ましょう。

### オ 傷やあざ等の記録

傷やあざについて、保護者の許可を得ないまま写真を撮ることは避けましょ  
う。なぜなら、帰宅後、子どもが保護者へ話をする可能性があるからです。た  
だし、既に保護者に介入し相談機関とともに見守り中の場合には、速やかに  
相談機関に連絡し対応を協議しましょう。

記録が必要な場合には、大きさや位置を明確にして、絵などで記録を残し  
ます。

子どもの安全のためにもっとも有効な記録は、医師の診断書です。医師の診  
察であれば、保護者の許可も得やすく、傷やあざの後遺症についても医学的  
な確認ができます。

なお、傷やあざ等の記録を残す際には、子どもに不安を与えないような十分  
な配慮が必要です。

## 記述例

「いつ、どこで、誰が、誰に、何を、どのように」

「落ち着きがない」だけでなく、「〇〇のときに、××の行動をとるなど落ち着きのなさが見られた」

「どういう問いかけに対して、どう答えたのか」の他、どのような反応・表情だったのかも記録

### 危機管理の心構え『さしすせそ』

#### ワンポイントアドバイス

「記憶より記録」

さ：最悪を想定し

し：慎重に

す：素早く

せ：誠意をもって

そ：組織で対応

(例)

日時	A 男	保護者	担任	養護教諭	校長
〇月〇日 8:30	登校		不自然な外傷を発見、保健室へ		
8:40			事情を聞く	養護教諭が診る	
9:00			家庭へ連絡するが保護者と連絡がとれない		担任から連絡を受ける
9:30			B 医院(学校医)で診療、他の部位にも不自然な傷やあざを発見		学校医から虐待の可能性の連絡を受ける
15:00			情報収集		関係教職員による委員会の招集
〇月〇日 9:00					市町村の担当課へ通告

〈参考資料〉要保護児童通告書（例）

平成 年 月 日

要保護児童通告書

〇〇〇 所長 様

所属 役職名 氏名 印

児童福祉法第25条及び児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項により次のとおり通告します。

通 告 日		平成 年 月 日 ( )		午前・午後 時 分	
要 保 護 児 童	ふりがな 氏 名	性別	生年 月日	平成 年 月 日生 ( 歳)	
	現住所	(集合住宅の場合はオートロック 有・無)			
	就学状況	就学前／保・幼・小・中・中等・高・特 担任名 ( )			
	出席状況	良好・欠席がち・不登校状態 ( )			
保 護 者	ふりがな 氏 名				
	職 業				
	続柄年齢	続柄 ( ) 年齢 ( )	続柄 ( ) 年齢 ( )		
	現住所	電話			
虐待の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いつ頃から</li> <li>・どこで</li> <li>・誰から</li> <li>・どのくらいの頻度で</li> <li>・どんなふうに</li> </ul>				
児童の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の居場所</li> <li>・健康状況</li> </ul>				
家庭の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族内外の協力者 有 ( ) 続柄 ( ) ・無</li> <li>・きょうだいの有無 有 ( ) 人 ( ) ・無</li> <li>・同居家族等</li> <li>・DV被害者等</li> <li>・親の就労状況</li> </ul>				
保護者の了解	・保護者はこの報告を ( 承知 ・ 拒否 ・ 知らせていない)				
通告事例の窓口担当者	電話				
学 校 の 意 見					

\*不明な部分については記載不要 \*必要に応じて添付書類を付けることも可能

# 〈参考資料〉一時保護に向けてのフローチャート&アセスメントシート

※判断に当たっては、各項目を参考にする。

一つでも□にチェックがあればYES → に、なければNO → に進む。

子どもの氏名 \_\_\_\_\_

作成日平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日 ( )

<b>①当事者が保護を求めている？</b>	<input type="checkbox"/> 子ども自身が保護・救済を求めている <input type="checkbox"/> 保護者が子どもの保護を求めている	記入者 ( _____ )
↓ NO		
↓ YES		
<b>②当事者の訴える状況が差し迫っている？</b>	<input type="checkbox"/> 確認には至らないものの性的虐待の疑いが濃厚である <input type="checkbox"/> 「このままでは何をかわからない」「殺してしまいそう」などの訴えなど	YES →
<b>③すでに虐待により重大な結果がある？</b>	<input type="checkbox"/> 性的虐待（性交・性的行為の強要、妊娠、性感染症罹患） <input type="checkbox"/> 外傷、内臓破裂、頭蓋骨骨折、火傷等 <input type="checkbox"/> ネグレクト（栄養失調、衰弱、脱水症状、医療放棄、治療拒否等）	YES →
<b>④重大な結果になる可能性が高い？</b>	<input type="checkbox"/> 乳幼児 <input type="checkbox"/> 生命に危険な行為（頭部打撃、顔面攻撃、首締め、戸外放置、強い揺さぶり、道具を使った体罰、溺れさせる、逆さ吊り等） <input type="checkbox"/> 性行為に至らない性的虐待	YES →
<b>⑤虐待が繰り返される可能性が高い？</b>	<input type="checkbox"/> 新旧混在した傷、入院歴 <input type="checkbox"/> 過去の介入（複数の通告、一時保護歴、施設入院歴等） <input type="checkbox"/> 保護者に虐待の自覚、認識がない <input type="checkbox"/> 保護者の精神的不安定さ、判断力の衰弱	YES →
<b>⑥虐待の影響と思われる症状が子どもに出ている？</b>	<input type="checkbox"/> 保護者への拒否感、恐れ、おびえ、不安が強い <input type="checkbox"/> 無表情、表情が暗い、過度のスキンシップを大人に求める <input type="checkbox"/> 虐待に起因する身体的症状（発育、発達の遅れ、腹痛、嘔吐等）	YES →
<b>⑦保護者に虐待につながるリスク要因がある？</b>	<input type="checkbox"/> 子どもへの拒否的感情・態度 <input type="checkbox"/> 精神状態の問題がある（うつ的、育児ノイローゼ等） <input type="checkbox"/> 性格の問題（衝動的、攻撃的、未熟性等） <input type="checkbox"/> アルコール、薬物等の問題がある <input type="checkbox"/> 行政機関からの援助に拒否的、あるいは改善が見られない <input type="checkbox"/> 家族や同居者間での暴力（DV等）、不和 <input type="checkbox"/> 日常的に子どもを守る人がいない	YES →
<b>⑧虐待の発生につながる可能性の高い家庭環境等</b>	<input type="checkbox"/> 虐待によるものではない子どもの生育上の問題（発達の遅れ） <input type="checkbox"/> 子どもの問題行動（攻撃性、盗み、家出、徘徊、自傷行為等） <input type="checkbox"/> 保護者の生育歴（被虐待歴・愛されなかった思い等） <input type="checkbox"/> 養育態度、知識の問題（意欲なし、知識不足、期待過剰） <input type="checkbox"/> 家族状況（保護者等（祖父母等を含む）の死亡、失踪、離婚、再婚、妊娠、出産等）	YES →

(厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」(平成25年8月改訂版)を参考に作成)



## 〈参考資料〉 子ども虐待にかかる支援の目安

要支援レベル	介入時点での判断	市町村		児童相談所	
		支援及び連携の目安	支援の目安	機関連携	
レベル5	緊急介入により、職権一時保護等の法的対応が必要	原則的に児童相談所へ送致（子どもの状況により警察や医療機関等へ連絡）	3号措置もしくは法的対応	〈家庭裁判所〉 28条 33条の7 〈警察〉 情報提供	
レベル4	当面、在宅で支援を行うが、親子分離や法的介入を視野に入れた支援が必要	原則的に市町村による継続支援 必要性があり、且つ要件を満たせば児童相談所へ送致	市町村から の送致は原則的に2号措置で対応	〈警察〉 情報提供	
レベル3	在宅での支援を基調としながら一時的な施設利用等を考慮した支援が必要	市町村による継続支援 （情報提供・判定依頼）	市町村の後方支援		
レベル2	在宅で地域ネットワークによる経過観察と育児支援等が必要	市町村による継続支援 （情報提供・判定依頼）			
レベル1	今後、要支援レベル2へ移行するおそれがあり、育児支援や地域の子育て支援活動等が必要				

※ 「介入時点」とは、「調査の結果に基づいて通告の評価を行い、具体的な支援を検討する時点」のことである。  
 ※ 「支援レベル」は、事案の状態により変動する。そのため、定期的な見直しが必要である。  
 ※ 2号措置＝児童福祉法第27条第1項2号措置（児童福祉司等による指導）  
 ※ 3号措置＝児童福祉法第27条第1項3号措置（児童福祉施設入所及び里親委託）  
 ※ 「市町村子ども虐待対応ガイドライン」子どもたちの最善の利益のために」平成20年3月岡山県から）

## 6 通告後の初期対応

### (1) 通告後の初期対応の流れ

市町村の子ども福祉担当課及び児童相談所

#### ア 緊急受理会議

- 担当者を決定する。
- 子どもの安全確認の実施時期と方法を検討する。
- 子どもと保護者、家族等の情報についての調査の必要性と方法を検討する。

#### イ 調査

- 安全確認を実施し、緊急性が高いと判断した場合
  - ・（市町村の子ども福祉担当課は）児童相談所への送致を検討する。
  - ・（児童相談所は）一時保護を検討する。
- 安全確認を実施し、家族や親族、信頼のおける機関の対応によって一義的な安全が保たれている、もしくは、緊急性が高くないと判断した場合
  - ・（市町村の子ども福祉担当課/児童相談所は）在宅での支援を検討する。
- 安全確認を実施するためのポイント
  - ・安全確認は、支援の出発点でもあるため、その後の支援に結びつくような方法や配慮の元に行う。
  - ・（児童相談所の場合）安全確認を48時間以内に実施する。
  - ・安全確認は、「一時保護が必要かどうか」という視点ではなく、「この環境の中で子どもが暮らすことは、子どもにとってどうなのか」という視点で行う。
  - ・安全確認は、きょうだいについても行う。
- 調査は、市町村の子ども福祉課や児童相談所が作成している『虐待通告受付票』に設定されている項目について、通告者から聴き取った情報を補完するようになる。
- 調査は、緊急性の高さの判断と今後の支援のためのアセスメントができるように客観的な情報の収集が行われる。
- 調査を実施するためのポイント
  - ・調査は、子どもや保護者、学校だけではなく、可能な限り子どもの暮らしを支える関係者にも行う。そのため、早い段階で調査に対する保護者の同意を得る。
  - ・調査は、子どもが安心して暮らせていない状況が起きている理由や背景を読み解く視点で行う。
  - ・「虐待事実がない」という調査結果が、「支援の必要がない」との判断にならないように注意する。
  - ・調査結果は、子どもを主語にして記録する。

## ウ 受理会議

- 通告から緊急受理会議、調査（安全確認を含む）を経て開催される。
- 迅速な対応を行うために、調査終了後、速やかに当面の支援方針を決定する。
- 子どもの暮らしの安定に向けた当面の支援方針を決定する。
  - ・岡山県では、子ども中心の視点から、虐待が発生している理由や背景などをアセスメントの概念の3つの側面（注）に基づいて分析を行い、当面の支援方針を決定する。
- 要支援レベルの決定
  - ・当面の支援方針と併せて、『子ども虐待にかかる支援の目安』（P24参照）に基づいて決定する。
  - ・客観性と妥当性のある情報を根拠にして、組織として判断する。
  - ・保護者の行為だけではなく、子どもの側の視点に立って判断する。

### （注）アセスメント概念の3つの側面

アセスメントの枠組みは、「子どもの暮らし」という目に見えにくく曖昧なものを他人である私たちが理解するために、暮らしの全体像を把握するための項目を「子どもの育ちのニーズ」「親の養育力」「家族と環境要因」の3つの側面から整理したものであり、子どものための相談支援活動を展開していく際の全ての段階を貫く視点、基本的な考え方を表しています。

3つの側面を構成している領域を紹介します。

- ①「子どもの育ちのニーズ」の側面は、「健康」「教育」「情緒・行動の発達」「自分についての自覚」「家族・社会との関係」「文化・社会的自己表現」「自分で生きる知恵と技術」の7つの領域から構成されています。
- ②「親の養育力」の側面は、「基本的養育」「安全確保」「情緒的な温もり」「刺激」「指導としつけ」「安定性」の6つの領域から構成されています。
- ③「家族と家庭要因」の側面は、「家族史と家族機能」「親族」「住居」「就労」「収入」「社会との関わり」「地域の人材や社会資源」の7つの領域から構成されています。

（「子どもの育ちのニーズシート」ガイドブック（岡山県）より）

## （2）学校のかかわりについて

### ア 一時保護

児童福祉法第33条には、児童相談所長が必要と認めるときは、子どもに一時保護を行うことができると規定されています。その必要性とは、緊急保護、行動観察、短期入所指導のおおむね3つです。

一時保護中は、原則として通学できませんし、外部との連絡を取ることもできません。そのように一時保護は、子どもの行動を制限するので、その期間は一時保護の目的を達成するために要する必要最小限の期間とするように定められています。

虐待に伴う一時保護は、緊急保護に該当します。その場合、迅速に子どもの安全を確保し、適切な保護を図る必要があることから、保護者の同意は必ずしも必要ではなく、子どもや保護者の意に反して、児童相談所長の権限で子どもを保護

者から分離することができるかとされています。それだけに、保護者に対しては、行政不服申し立てや裁判を提起する権利が認められており、一時保護に納得がいかない場合は、それを行行使うことができます。調査の客観性や緊急保護の必要性を組織として判断するのは、そのような争いが提起された場合に備えなければならないという側面もあります。

一時保護は、親子双方への心理的な影響やダメージが大きく、慎重かつ迅速に行われなければなりません。

子どもに医学的治療を施さなければならないほどの外傷がある場合や、子どもが保護者からの虐待を恐れて下校拒否したりする場合、一旦下校したが学校へ逃げて来た場合、また、保護者が「このままでは（子どもに対して）自分が何をするか分からない」と子どもの保護を求めた場合などは、学校等は速やかに校内組織会議を開催し、管理職から児童相談所へ緊急の一時保護の検討を求めます。

連絡を受けた児童相談所は、学校等を訪問し、緊急保護に向けて調査を行い、その可否を検討して組織として判断します。

状況によっては、学校等で一時保護を実施する場合があります。例えば、子どもを帰宅させたら、保護者が家の鍵を閉めて面接そのものを拒否する場合や、家では保護者が興奮して子どもを抱きかかえて離さないことが想定される場合、子どもが保護者の混乱状態を見ることでショックを受けたりすることが心配される場合などがあります。いずれにしても、子どもの安全確保のために円滑な緊急保護を行うためには、学校等の協力は不可欠です。管理職はそのことをしっかりと理解し、毅然とした対応を行います。

#### 一時保護の具体的手順と留意点（例）

具体的な手順	留意点
① 校内での保護の場合 登校時：教室に入れず、別室へ速やかに連れていく。 登校後：休憩時間などを利用して別室へ移動させる。	他の子どもが気付かないように配慮する。 教科書等をそのままにして、さりげなく移動させる。
② 児童相談所への子どもの移送	子どもの不安が高い場合は、児童相談所の依頼に応じて、教職員が同行する。
③ 児童相談所での面談	一時保護実施後の学校関係者の面会は、子どものサポートの意味でも重要である。 面会の開始時期や頻度などについては、児童相談所の担当の児童福祉司と直接連絡を取ってから決めなければならない。

Q 「子どもはどこにいるのか」等の問い合わせがあったら、どう答えたらいいですか。

A 「児童相談所に直接尋ねてほしい」と一貫して答えてください。  
理不尽な学校への非難については、「一時保護の決定や実施は児童相談所の判断で行ったものであり、学校はそれを止めることはできない」と法律に従った対応であることを告げてください。



## イ 在宅支援

市町村の子ども福祉担当課や児童相談所に通告があった子どもで虐待があると判断された子どもの7～8割は、在宅のまま地域で支援を受けています。具体的には、来所や家庭訪問による面接、カウンセリングや医師による診察、関係機関による子どもの状態の見守り（経過観察）等です。

また、一時保護された子どもについても、その大半が在宅に戻って地域で支援を受けています。そうなれば、学校等への通学（園）が再開されます。

一般的には、虐待があると判断されたり、一時保護されたりすると必ず施設利用となり、地域には戻ってこないという誤解がありますが、そうしたことはありません。

仮に施設や里親を利用する結果となったとしても、子どもは生まれ育った地域の子どものことには変わりありませんし、何より子ども自身がそのことを忘れることはありません。ほとんどの子どもは、生まれ育った地域で再び家族と共に暮らしたいと願っています。生まれ育った地域で暮らすことは、子どもが持つ権利の1つです。それから、虐待を受けているからといって、子どもに対する一方的な同情心や保護者に対する強い処罰感情を持つことは、子どもの気持ちを傷つける行為になるおそれがありますので注意が必要です。

在宅で支援を行う場合、学校等は、市町村の要保護児童対策地域協議会（P30参照）の一員として、保護者や地域で子どもの暮らしを支えている支援者や関係機関と役割を分担し、協働しながら、子どもの支援を展開していく重要な役割を期待されています。

## ○ 虐待を受けた子どもの支援のポイント

### ・子どもが安心感を得られる体制を整える

子どもが、素直に自分の気持ちを表すことができるようになるためには、誰からも危害を加えられない、何を話しても責められないといった安心感を得られる環境が大切です。

学校等の管理職は、全職員で見守る体制を整え、子どもに愛情を注ぎながら子どもが安心感を得られる環境づくりに努めましょう。

### ・自尊感情を育てるかかわり方を工夫する

子どもが虐待によって、深刻な影響を及ぼされるのが自尊感情です。子どもの心の回復のためには、自尊感情を育むかかわりが大切です。例えば、得意なことをさせたり、クラスの簡単な役割を与えたりして、それができたときには、大いにほめるなどの働きかけが有効です。

教職員や保育従事者は、すべての教育・保育活動において、子どもの自尊感情を育むことができるような指導や言葉がけを心掛けましょう。

### ・触れ合う機会を多くつくる

子どもの多くは、「自分が悪いからこうなった」という思いを持っています。担任等の教職員は、日常の生活や教育相談等の中で、子どもと触れ合う機会を多く取り、自分の気持ちを素直に出すことの大切さを伝えていきましょう。併せて、そのような思いは誤解であることや、何がこのような結果を導いたのかという理由について、子どもが理解できるように伝えましょう。

例えば、親の経済的な困窮があって養育が困難になったこと等と、子ども自身がどうすれば自分の望む結果になったのか（自分がお手伝いをしなかったから一緒に暮らせなくなった等）という気持ちとは別のものであるということを伝えましょう。

### ・コミュニケーションの取り方を教える

子どもの多くは、保護者との間に誤ったコミュニケーションの取り方を身に付けています。その結果、学校等でも、友達同士や教職員に対して誤ったコミュ

二ヶーションの再現が目立つかもしれません。

そのような場合は、まず、誤ったコミュニケーションは虐待の影響であることを理解しましょう。昨今は、すぐに発達障害を疑う傾向も見られますが、虐待など不適切な養育による影響が原因と考えられる場合、発達障害のアプローチでは改善ができません。

子どもが、誤ったコミュニケーションの取り方をしている場合は、別のコミュニケーションの取り方があることを伝えましょう。

教職員が間に入って、言葉で気持ちを伝えるよう子どもに働きかけたり、友達とのやりとりで行き過ぎた行為があったときには、「あのときは、どうすればよかったのかな？」と、自分の行動を振り返って考えさせたりすることも必要でしょう。

## ○ 保護者とのかかわり方のポイント

### ・ 保護者を責めない

保護者を責めても子どもにとって良い方向には進みません。責任を追及するのではなく、話を傾聴することで、保護者は自分の気持ちや悩みを話しやすくなります。管理職は、そのような機会を定期的に持てるように設定しましょう。

幼稚園や保育所では、毎日の送迎時に保護者に声掛けをしたり、時には園長等が個別の面談に誘って養育の大変さに共感したりするなど、受容的な対応をすることが虐待の防止には有効です。

### ・ 時間をかけて話し合う

保護者への支援で大切なことは、保護者の「愛情」を否定するのではなく、「愛情の示し方」に問題があることを伝えることです。理屈が正しくても伝え方（伝わり方）を間違えば、“しつけ”ではなく“虐待”になってしまうことを、個人面談や家庭訪問の機会を捉えて時間をかけて話し合っていくことが大切です。

### ・ 良い面を積極的に評価する

子どもとの不適切なかかわり方が24時間、365日絶えず起きているわけではありません。保護者として子どもと適切にかかわることができている時間や場面があることも忘れず、かかわり方の何が異なっているのかを一緒に振り返るなどして、良い面は積極的に評価をしましょう。ただし、過信はせず、バランスよく見ていくことが大切です。

### ・ 社会資源を紹介し活用を促す

各市町村の保健師等による「子育てに関する教室」や「地域子育て支援センター」による子育て相談などを紹介するのもよいでしょう。

また、経済的に困窮しているようであれば、市の関係窓口への相談を勧め、子どもに発達障害等が疑われれば、教育委員会等への相談を勧めることもよいでしょう。

支援を必要とする保護者の多くは、サービスを利用することや他人を頼ることが苦手です。そのため、保護者への紹介や相談を勧める際は、いつ、誰を訪ねて行けばよいのか、どのように伝えればよいのかといったことを丁寧に伝えましょう。

## ○ プライバシーの保護

・ 子どもや保護者と面接を行う際には、話したことをみだりに他人に漏らさないことを最初に約束しましょう。

どうしても共有する必要がある内容の場合は、同意を得るように心がけます。

Q 個人情報保護の観点から、学校が知り得た家庭や子どもに関する情報を、市町村や児童相談所等の関係機関に提供してよいのでしょうか。

A 虐待の防止のためには、関係機関が日頃から、相互の情報共有を密接に図り、連携した対応を進めていくことが必要になります。

児童虐待防止法第13条の4は、児童相談所等が、児童虐待の防止等に関する事務又は業務遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは地方公共団体の機関は、児童相談所長等の求めに応じ、その保有する資料・情報を提供することができる旨を規定しています。

Q 「要保護児童対策地域協議会」とは、どんなことをするのですか。

A 要保護児童の適切な保護等を図るために必要な情報の交換を行うとともに 要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行います。

県内すべての市町村に設置されており、一般的に代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議の三層構造で運営されていて、教育関係機関については、代表者会議には市町村教育委員会のみが参加し、会議において提供された情報については、市町村教育委員会から各小学校、中学校等に周知します。

また、個別ケース検討会議には、市町村教育委員会に加え、直接関係する学校等の関係者の参画が求められる場合があります。

Q 虐待を受けた子どもが学校生活の中で示す様々な言動から、周囲の子どもを身体的・心理的に傷付けたりすることがあります。周囲の子どもたちにどのように対応したらいいのでしょうか。

A 心理面・行動面での障害等を抱える子どもに、どこまでの規範を求めるかは、その子の能力や回復の度合いによっても異なりますが、最低限の基本線として、「自己への危害」「他者への危害」「器物の意図的な破損」は理由の如何を問わず制止すべきです。

ルールを明確に提示することの方が、子どもの行動の安全が図られます。

何よりも、教職員などが努力している姿を見せることが大切になります。仮に「あの子はもうどうでもいい」という態度を示せば、周囲の子どもたちは自然にそうした排除的な姿勢に染まっていきます。

併せて、組織が力を合わせて対処しようとしていることも示すことが重要です。また、どの子どもにもそれぞれ個別の課題があることを伝えることも大切です。



Q 虐待を受けた子どもが学校で示す問題行動について、周囲の保護者からクレームが寄せられたらどうしたらいいですか。

A まずは、「周囲の子どもを守る」という姿勢を明確に示すことが大切です。

学校がどんな方法をとっているか、どうするつもりなのかと尋ねられたら、学校全体で取り組んでいることを伝え、必要に応じて専門機関の助言も得ていると伝えることも大切です。

管理職がきちんと全面に出て説明することも重要です。

学校の説明責任として、事実関係についての正確な情報を提供するとともに、どの子どもの成長にとっても大切な課題であることを伝え、よりよい学級づくりに協力してほしい旨を訴えてください。

学校で何が起きているのか、そのことに対して学校はどう取り組もうとしているのかをオープンにすることで、周囲の保護者の批判的な言動も鎮静化することがあります。

問題を隠すほど、むしろ事態は悪化するものだと考えてください。ただし、問題行動を起こしている子どもについて、虐待またはその疑いがあるということを示唆することは避けなければなりません。

Q 「あの子は虐待されているのではないか」という話が周囲の保護者から起きてきた場合には、どうすべきでしょうか。

A 情報を伝えてくれたことには感謝しながら、安易な風評が立ったり、噂になったりするようなことは、何よりも子どもを傷付けることになることを伝えてください。

そして、学校はチームを組んで取り組んでいる（取り組んでいく）ことを、必要に応じて外部の専門機関にも助言を求める姿勢であることを伝えてください。

最後に、できれば、話題の当事者となっている保護者の心理にも配慮してほしいことを伝えてください。

よかれと思ってしている育児を責められれば、誰でもかたくなな態度になります。

その上で、情報を提供してくれたことに感謝し、今後も学校に協力してほしいことを依頼しましょう。

## ウ 施設入所等

地域で暮らしながら保護者のもとでは子どもの育ちのニーズを満たす養育が困難であることが明らかになった場合、児童相談所は、児童養護施設等の利用や里親への委託を行います。利用や委託は、保護者（親権者）の同意を得ることが原則になります。児童相談所が子どものためには利用や委託が必要と判断したにも関わらず、保護者の同意が得られない場合は家庭裁判所に申し立てを行い、その承認を得て利用や委託を行うこともできますが、承認までには数ヶ月から半年近くの日数を要します。

しかし、虐待は、単に親子を分離すれば、解決するというものではありません。保護者が虐待の事実と真摯に向き合って、再び虐待をすることがなくなり、親子がともに生活できるようにすることが、子ども自身も望むことであり、子どもの福祉にとっては最良の解決策です。



このため、児童相談所では、児童養護施設等や里親、市町村の要保護児童対策地域協議会の構成機関やその他の地域の関係機関と連携しながら、子どもや保護者との面接やカウンセリングなどの支援を継続して、家族の再統合を行います。この場合も、子どものために学校等をはじめ、地域の関係機関が保護者と協働しながら、児童相談所が中心に策定した支援計画に沿って、それぞれの役割分担を明確にして、支援を展開していく必要があります。

また、児童養護施設等の利用や里親委託の学齢期の子どものほとんどは、新たな所在地の学校に通学することになるため、そうした子どもを受け入れる学校側の対応も必要になります。

**Q 施設から通学している子どもたちに対して、学校はどのようなことに注意したらいいですか。**

A 児童福祉法第28条の承認に基づく措置（強制入所）や保護者の意に反する強制的な一時保護の委託、DVからの離脱等によって施設を利用している子どもについては、保護者の対応に関して施設や市町村の子ども福祉担当課、児童相談所、警察等との連携が必要になります。

例えば、登下校時に保護者が子どもを連れ去る、保護者だと申し述べて、学校側に子どもの在籍の確認や面会やひき取りを要求したりする場合もあるかもしれないので注意が必要です。

**Q 施設から通学してきている子どもが、故意に教職員らを怒らせるような言動を取ってきたりします。どのように関わってあげればいいですか。**

A 虐待を受けた子どもは、一所懸命かかわっても故意に教職員らを怒らせるような言動を取ることがあります。このような言動は、子どもと保護者との間で虐待関係が長く続いたことが及ぼしている影響です。

子どもは、例え安全な環境に置かれても、周囲の大人が「どこまでやったら怒るだろうか」と、許容限度を試しながら、信頼を確かめるための言動を取ることがあります。これは「ためし行動」と言われるもので、虐待を受けて育った子どもにはよく見られるものです。

子どもの「挑発」に乗って、表面的な言動だけを取り上げて叱るとエスカレートすることがあるので、子どもが置かれている状況、背景を考えて対応する必要があります。

対応するためには、施設との連携を十分に取り、まずは子どもとの信頼関係を築くようにしましょう。

**Q 施設退所後、学校はどのようなことに注意したらいいですか。**

A 子どもが施設や里親から保護者のもとに戻るときには、その直後の数か月間は虐待が再発する可能性が高いため、子どもを受け入れた学校や地域の関係機関は、きめ細かな見守り体制をつくることが重要になります。

こうした体制づくりは、要保護児童対策地域協議会が中心となって、児童相談所と協力しながら行います。

子どもの状態に応じて、適切に支援の見直しなどをしていくことが重要になります。

# 関係法令等

□児童虐待の防止等に関する法律

□児童虐待防止に向けた学校における適切な対応について（通知）

（平成16年1月30日 15初児生第18号

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）

□学校等における児童虐待防止に向けた取組の推進について（通知）

（平成18年6月5日 18初児生第11号

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）

□児童虐待防止に向けた学校等における適切な対応の徹底について（通知）

（平成22年1月26日 21初児生第29号

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）

□学校等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（通知）

（平成22年3月24日 21文科初第775号 文部科学大臣政務官通知）

□児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について（通知）

（平成22年3月24日 21文科初第777号 文部科学大臣政務官通知）

□配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学について（通知）

（平成21年7月13日 21生参学第7号

文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長・初等中等教育局初等中等教育企画課長通知）

□一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について（通知）

（平成27年7月31日 27文科初第335号 文部科学省初等中等教育局長通知）

## 児童虐待の防止等に関する法律〔平成12年5月24日 法律第82号〕

〔施行〕平成12年11月20日〔最終改正〕平成29年法律第69号

(関係通知)

H12.11.20 通知 : 「児童虐待の防止等に関する法律」の施行について

平成12年11月20日 児発第875号 厚生省児童家庭局長通知

H16.8.13 通知① : 「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」の施行について

平成16年8月13日 雇児発第0813003号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知

H16.8.13 通知② : 特別の支援を要する家庭の児童の保育所入所における取扱い等について

平成16年8月13日 雇児発第0813003号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知

H20.3.14 通知 : 「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行について

平成20年3月14日 雇児発第0314001号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知

H28.6.3 通知 : 児童福祉法の一部を改正する法律の公布について

平成28年6月3日 雇児発0603第1号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知

H29.6.2 通知 : 児童福祉法及び児童虐待の防止に関する法律の一部を改正する法律の改正について

平成29年6月21日 雇児発0621第1号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知

(目的)

**第1条** この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

〔H12.11.20 通知〕1 法の目的（第1条関係）

児童虐待は、家庭内におけるしつけとは明確に異なり、親権や親の懲戒権によって正当化されるものではなく、児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもあり、早期に発見し対応することが喫緊の課題となっているところである。

児童虐待の防止等に関する法律は、こうした状況を踏まえ、本問題の解決の緊急性にかんがみ、児童虐待の防止等に関する施策を推進するため、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護のための措置等を定めるものであること。

〔H16.8.13 通知①〕1 目的（法第1条関係）

法の目的規定について

- ① 児童虐待が児童の人権を著しく侵害するものであり、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすこと、
  - ② 児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務を定めること、
  - ③ 児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置を定めること、
- が明確にされた。

〔H20.3.14 通知〕1 目的（第1条関係）

この法律の目的として、「児童の権利利益の擁護に資すること」を明記するものとされた。

(児童虐待の定義)

**第2条** この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。第16条において同じ。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

〔H12.11.20 通知〕2 児童虐待の定義（第2条関係）

- (1) 第2条における「保護者」とは、児童福祉法と同様に親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現実に監督、保護している場合の者であり、親権者や後見人であっても、児童の養育を他人に委ねている場合は保護者ではないこと。

他方、親権者や後見人でなくても、例えば、児童の母親と内縁関係にある者も、児童を現実に監督、保護している場合には保護者に該当するものであること。

- (2) 「現に監護する」とは、必ずしも、児童と同居して監督、保護しなくともよいが、少なくとも当該児童の所在、動静を知り、客観的にその監護の状態が継続していると認められ、また、保護者たるべき者が監護を行う意思があると推定されるものでなければならないこと。また、児童が入所している児童福祉施設の施設長は、児童を現に監護している者であり、「保護者」に該当するものであること。

[H16.8.13 通知①] 2 児童虐待の定義（法第2条関係）

児童虐待の定義について、

- ① 保護者以外の同居人による児童に対する身体的虐待、性的虐待及び心理的虐待を保護者が放置することも、保護者としての監護を著しく怠る行為（いわゆるネグレクト）として児童虐待に含まれること、
- ② 児童の目前で配偶者に対する暴力が行われること等、直接児童に対して向けられた行為ではなくても、児童に著しい心理的外傷を与えるものであれば児童虐待に含まれること、  
が明確にされた。

### （児童に対する虐待の禁止）

#### 第3条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

[H12..11.20 通知] 3 児童虐待の禁止（第3条関係）

第3条は、何人も、本来保護すべき児童を虐待してはならないことを規定するものであること。本条にいう「虐待」とは、第2条で定義されている保護者による児童虐待のみならず、幅広く児童の福祉を害する行為や不作為を含むものであること。

### （国及び地方公共団体の責務等）

第4条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援（児童虐待を受けた後18歳となった者に対する自立の支援を含む。第3項及び次条第2項において同じ。）並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童の人権、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。
- 5 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。
- 6 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。
- 7 何人も、児童の健全な成長のために、家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。

[H16.8.13 通知①] 3 国及び地方公共団体の責務等（法第4条関係）

(1) 児童虐待の防止等のために必要な体制の整備（第1項関係）

- ① 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援（児童虐待を受けた後18歳となった者に対する支援を含む。）並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関の整備に努めなければならないこととされた。

- ② ここで児童虐待を行った保護者に対する「親子の再統合の促進への配慮」その他の児童虐待を受けた児童が「良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮」をした適切な指導及び支援が規定された趣旨は次のとおりである。

児童がその保護者から虐待を受けた場合、必要に応じて児童を保護者から一時的に引き離すことがあるが、そうした場



合であっても当該児童及び保護者が親子であることには何ら変わりはなく、保護者が虐待の事実と真摯に向き合い、再び児童とともに生活できるようになる（「親子の再統合」）のであれば、それは児童の福祉にとって最も望ましい。しかしながら、深刻な虐待事例の中には、児童が再び保護者と生活をともにすることが、児童の福祉にとって必ずしも望ましいとは考えられない事例もある。このような場合まで親子の再統合を促進するものではない。

他方、こうした児童や保護者に対する指導や支援について「良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮」が規定されたのは、親子の再統合を目指す事例に限らず、これを行うことができず家庭に戻れなかった事例も含めて、児童に必要なものは「良好な家庭的環境」であるとの考え方からその環境整備に配慮することが想定されているものである。

- ③ 「関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化」については、「関係省庁」の例としては厚生労働省、文部科学省、警察庁、法務省などが、「関係機関」の例としては、児童相談所、市町村、市町村保険センター、福祉事務所、保健所、主任児童委員を始めとする児童委員、児童福祉施設、里親、家庭裁判所、幼稚園、小学校等の学校・教育委員会、警察、医療機関、人権擁護機関、精神保険福祉センター、教育相談センター、社会教育施設などが想定されるがむろんこれらに限られるものではない。虐待防止の取組はより多くの担い手が必要であることから個人情報保護に十分配慮しつつも、社会福祉法人、NPO等、幅広い民間団体との連携にも配慮することが想定されている。

また、こうした関係機関による連携には、児童の転居時における自治体相互間の連携も含まれ、児童相談所相互間の連携も求められている。

なお、以上のような児童虐待の防止等のためには関係機関の連携による横断的な施策の推進が不可欠との考えから、現在の「努めるものとする」との規定が「努めなければならない」に改められた。

- (2) 研修等の必要な措置（第2項及び第3項関係）

第2項として、国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとされた。

また、現行第2項を改めて第3項とし、国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的な知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員に加え、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材確保と資質向上を図るため、研修等の必要な措置を講ずるものとされた。

なお、第2項及び第3項における「児童相談所等関係機関」とは、第1項における関係機関のうち、特に実際に児童の保護に当たる機関を指し、具体的には、児童相談所（一時保護所）に加えて、福祉事務所、保健所、警察等が想定される。

また、第2項における「児童の福祉に職務上関係のある者」とは、法に直接規定されている学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士のほか、児童委員、人権擁護委員、精神保健福祉相談員、母子自立支援員、婦人相談員などであって職務上児童の福祉に関係のある者が想定される。

- (3) 広報その他の啓発活動（第4項関係）

国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童の人権についても必要な広報その他の啓発活動に努めなければならないことが規定された。

- (4) 調査研究及び検証（第5項関係）

我が国が児童虐待防止対策に本格的に取り組んでまだ日も浅く、また諸外国にあっても様々な試行錯誤が試みられている状況を踏まえ、国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとされた。

厚生労働省においては厚生労働科学研究や本年2月27日に公表した「児童虐待死亡事例の検証と今後の虐待防止対策について」などに取り組んでいるところであり、地方公共団体にあっても地域の事情を踏まえた様々な調査研究や検証の実施が想定されている。

- [H20.3.14 通知] 2 国及び地方公共団体の責務等（第4条関係）

- (1) 国及び地方公共団体の責務に、児童虐待を受けた児童等に対する「医療の提供体制の整備」を加えるものとされた。
- (2) 国及び地方公共団体の責務に、「児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析」を加えるものとされた。
- (3) 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならないものとされた。

### (児童虐待の早期発見等)

**第5条** 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。



### 3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

#### [H16.8.13 通知①] 4 児童虐待の早期発見等（法第5条関係）

- (1) 現行法においては、児童虐待の早期発見に関する努力義務が学校の教職員、児童福祉施設の職員といった個人にのみ課されているため、児童虐待の通告を行う者がその所属する団体の支援を得られない場合があるとの指摘を踏まえ、こうした児童の福祉に職務上関係のある者だけでなく、学校、児童福祉施設、病院等の児童の福祉に業務上関係のある団体も児童虐待の早期発見に責任を負うことが明確にされた。
- (2) こうした児童の福祉に職務上関係のある団体及び個人については、児童虐待の早期発見に努めるだけでなく、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならないこととされた。
- (3) また、幼稚園、小学校等の学校及び保育所等の児童福祉施設は、児童や保護者に接する機会が多いことを踏まえ、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならないこととされた。

#### [H29.6.21 通知] IV その他所要の規定の整備

##### 1 改正の趣旨

児童虐待の防止等に関する法律第5条では、児童虐待の早期発見に係る責務を有する者として医師、保健師等が例示されているが、同様に児童虐待の早期発見に重要な役割を果たしている「歯科医師」も例示に追加すべきであるとの指摘があった。

これも踏まえ、医療関係職種を例示している他の規定を含めて整理し、歯科医師のほか、同様に児童虐待防止対策において重要な役割を担っている保健師、助産師、看護師も併せて例示に追加することとする。

##### 2 改正の概要

医療関係職種を例示している規定について、歯科医師、保健師、助産師、看護師を例示に追加する（児童福祉法第21条の10の5第1項並びに児童虐待の防止等に関する法律第4条第2項、第5条第1項及び第13条の4）。

#### (児童虐待に係る通告)

- 第6条** 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。
- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条第1項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。
- 3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

#### [H16.8.13 通知①] 5 児童虐待に係る通告（法第6条関係）

児童虐待の早期発見を図るためには、広く通告が行われることが望ましい。しかし、現行の通告の対象は「児童虐待を受けた児童」とされており、基本的には、児童が虐待を受けているところを通告者が目の前で見た、あるいは児童の体に虐待によるあざや傷があるのを見たといった児童虐待が行われていることが明白な場合が想定されていた。

このため通告の対象が「児童虐待を受けた児童」から「児童虐待を受けたと思われる児童」に拡大された。これにより虐待の事実が必ずしも明らかでなくても、一般の人の目から見れば主観的に児童虐待があったと思うであろうという場合であれば、通告義務が生じることとなり、児童虐待の防止に資することが期待されることである。

なお、こうした通告については、法の趣旨に基づくものであれば、それが結果として誤りであったとしても、そのことによって刑事上、民事上の責任を問われることは基本的には想定されないものと考えられる。

- 第7条** 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第1項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

#### (通告又は送致を受けた場合の措置)

- 第8条** 市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第6条第1項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。
- 一 児童福祉法第25条の7第1項第1号若しくは第2項第1号又は第25条の8第1号の既定により当該児童を児童相談所に送致すること。

- 二 当該児童のうち次条第1項の既定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第9条第1項の既定による立入り及び調査若しくは質問又は児童福祉法第33条第1項若しくは第2項の既定による一時保護の実施が適当であると認めるものを都道府県知事又は児童相談所長へ通知すること。
- 2 児童相談所が第6条第1項の規定による通告又は児童福祉法第25条の7第1項第1号若しくは第2項第1号若しくは第25条の8第1号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。
- 一 児童福祉法第33条第一項の規定により当該児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせること。
- 二 児童福祉法第26条第1項第3号の規定により当該児童のうち第6条第1項の規定による通告を受けたものを市町村に送致すること。
- 三 当該児童のうち児童福祉法第25条の8第3号に規定する保育の利用等（以下この号において「保育の利用等」という。）が適当であると認めるものをその保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長へ報告し、又は通知すること。
- 四 当該児童のうち児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第3項に規定する子育て短期支援事業、同条第5項に規定する養育支援訪問事業、同条第6項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第14項に規定する子育て援助活動支援事業、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に掲げる事業その他市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業の実施が適当であると認めるものをその事業の実施に係る市町村の長へ通知すること。
- 3 前2項の児童の安全の確認を行うための措置、市町村若しくは児童相談所への送致又は一時保護を行う者は、速やかにこれを行うものとする。

[H16.8.13 通知①] 6 通告又は送致を受けた場合の措置（法第8条関係）

- (1) 児童相談所が通告等を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の手段により当該児童の安全の確認を行うよう努めることとされた。  
「児童相談所運営指針 平成14年12月12日改訂版」においても、「虐待相談の場合、緊急保護の要否を判断する上で児童の心身の状況を直接観察することが極めて有効」とされており、可能な限り面会による確認を行うことが望ましい。しかし面会以外の手段によっても安全の確認を行うことが可能な場合もあることから、このような規定とされたものである。
- (2) 「近隣住民の協力」については、児童相談所等の関係機関が児童に対する虐待が行われていることに気づかない場合であっても近隣住民は知りうることも想定されることから児童の安全の確認を確実に行うための1つの手段として規定されたものである。
- (3) 児童相談所による児童の安全確認や一時保護について、「速やかに」行うべき旨は現行法にも規定されているが、この点が別項に強調して規定された。  
なお、この点に関しては、都道府県ごとの児童相談体制の整備に格差がある中で全国一律に時間を定めることは困難であるが、安全確認や一時保護を速やかに行うべき旨が強調して規定されることにより、初動の重要性が改めて確認され、より一層速やかに対応されることが期待されるところである。

[H20.3.14 通知] 3 安全確認義務（第8条関係）

- (1) 市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長による児童虐待を受けたと思われる児童の安全確認が努力義務であったのを改め、安全確認のために必要な措置を講ずることを義務化するものとされた。
- (2) 市町村長又は都道府県の設置する福祉事務所の長は、出頭要求、調査質問、立入調査又は一時保護の実施が適当であると判断した場合には、その旨を都道府県知事又は児童相談所長に通知するものとされた。

(出頭要求)

- 第8条の2** 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により当該児童の保護者の出頭を求めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該保護者に対し、出頭を求める理由となった事実の内容、出頭を求める日時及び場所、同伴すべき児童の氏名その他必要な事項を記載した書面により告知しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第1項の保護者が同項の規程による出頭の求めに応じない場合は、次条第1項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問その他の必要な措置を講ずるものとする。

[H20.3.14 通知] 4 出頭要求（第8条の2関係）

- (1) 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、保護者に対し、児童を同伴して出頭することを求め、児童相談所の職員等に必要な調査又は質問をさせることができるものとされた。
- (2) 都道府県知事は、保護者が(1)の出頭の求めに応じない場合、立入調査その他の必要な措置を講ずるものとされた。

#### (立入調査等)

**第9条** 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

- 2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問は、児童福祉法第29条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する吏員の立入り及び調査又は質問とみなして、同法第61条の5の規定を適用する。

[H12.11.20 通知] 7 立入調査等（第9条関係）

- (1) 従来、児童福祉法第29条に基づき、児童福祉法第28条の規定による措置を採るため必要があると認めるときは、立入調査等行える旨が規定されていたところがあるが、本条の規定により、児童虐待が行われているおそれがあると都道府県知事が認めるときは、立入調査等を実施できることを規定したものであること。
- (2) 第1項に基づく立入り及び調査又は質問を正当な理由なくして拒んだ場合等については、必要に応じて児童福祉法第62条第1号の規定の活用を図ること。なお、本条は、保護者が立入調査を拒否し、施錠してドアを開けない場合などにおいて、鍵やドアを壊して立ち入ることを直ちに可能とするものではないが、事態の緊急性によっては、こうした行為が正当防衛等として許容される場合もあり得ること。

#### (再出頭要求等)

**第9条の2** 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は前条第1項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

- 2 第8条の2第2項の規定は、前項の規定による出頭の求めについて準用する。

[H20.3.14 通知] 5 再出頭要求（第9条の2関係）

都道府県知事は、保護者が正当な理由なく立入調査を拒否した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童相談所の職員等に必要な調査又は質問をさせることができるものとされた。

#### (臨検、捜査等)

**第9条の3** 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は第9条第1項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い、又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を捜索させることができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による臨検又は捜索をさせるときは、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。
- 3 都道府県知事は、第1項の許可状（以下「許可状」という。）を請求する場合においては、児童虐待が行われている疑いがあると認められる資料、臨検させようとする住所又は居所に当該児童が現在すると認められる資料及び当該児童の保護者が第9条第1項の規定による立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避したことを証する資料を提出しなければならない。
- 4 前項の請求があった場合においては、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、臨検すべき場所又は捜索すべき児童の氏名並びに有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日及び裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を都道府県知事に交付しなければならない。



- 5 都道府県知事は、許可状を児童の福祉に関する事務に従事する職員に交付して、第1項の規定による臨検又は搜索をさせるものとする。
- 6 第1項の規定による臨検又は搜索に係る制度は、児童虐待が保護者がその監護する児童に対して行うものであるために他人から認知されること及び児童がその被害から自ら逃れることが困難である等の特別の事情から児童の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることにかんがみ特に設けられたものであることを十分に踏まえた上で、適切に運用されなければならない。

〔H20.3.14 通知〕 6 臨検等（第9条の3から第10条の6までの関係）

- (1) 都道府県知事は、保護者が5の再出頭要求を拒否した場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、児童の安全の確認を行い又はその安全を確保するため、児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、児童相談所の職員等に児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は児童を搜索させることができるものとされた。
- (2) 警察署長に対する援助要請その他の臨検等に当たって必要な手続き等を定めるものとされた。

〔H28.6.3 通知〕 III児童虐待発生時の迅速・適確な対応 8 臨検・搜索手続きの簡素化(第9条の3関係)

(1) 改正の趣旨

現行法上、臨検・搜索を実施するには、出頭要求（任意）、立入調査を行った後、再出頭要求を行う必要があるが、臨検・搜索は、児童の安全の確認・確保の最終手段であることを踏まえ、必要な場合には、迅速に実施できるようにする必要がある。

このため、臨検・搜索までの手続きに要する時間・手間をできる限り短縮できるよう、再出頭要求を経ずとも、児童相談所が裁判官の許可状を得た上で実施できることとする。

(2) 改正の概要

都道府県知事が児童の福祉に関する事務に従事する職員に児童虐待が行われている疑いのある児童の住所等に臨検させ、又は当該児童を搜索させる際に、当該児童の保護者が再出頭の求めに応じないことを要件としないこととする。

#### (臨検又は搜索の夜間執行の制限)

第9条の4 前条第1項の規定による臨検又は搜索は、許可状に夜間でもすることができる旨の記載がなければ、日没から日の出までの間には、してはならない。

- 2 日没前に開始した前条第1項の規定による臨検又は搜索は、必要があると認めるときは、日没後まで継続することができる。

#### (許可状の提示)

第9条の5 第9条の3第1項の規定による臨検又は搜索の許可状は、これらの処分を受ける者に提示しなければならない。

#### (身分の証明)

第9条の6 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第9条の3第1項の規定による臨検若しくは搜索又は同条第2項の規定による調査若しくは質問（以下「臨検等」という。）をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

#### (臨検又は搜索に際しての必要な処分)

第9条の7 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第9条の3第1項の規定による臨検又は搜索をするに当たって必要があるときは、錠をはずし、その他必要な処分をすることができる。

#### (臨検等をする間の出入りの禁止)

第9条の8 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、臨検等をする間は、何人に対しても、許可を受けずにその場所に入出入りすることを禁止することができる。

#### (責任者等の立会い)

第9条の9 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第9条の3第1項の規定による臨検又は搜索をするときは、当該児童の住所若しくは居所の所有者若しくは管理者（これらの者の代表者、代理人その他これらの者に代わるべき者を含む。）又は同居の親族で成年に達した者を立ち合わせなければならない。

- 2 前項の場合において、同項に規定する者を立ち合わせることができないときは、その隣人で成年に達した者又はその地の地方公共団体の職員を立ち合わせなければならない。

### (警察署長に対する援助要請等)

- 第10条** 児童相談所長は、第8条第2項の児童の安全の確認を行おうとする場合、又は同項第1号の一時保護を行おうとし、若しくは行わせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。都道府県知事が、第9条第1項の規定による立入り及び調査若しくは質問させ、又は臨検等をさせようとする場合についても、同様とする。
- 2 児童相談所長又は都道府県知事は、児童の安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ迅速かつ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。
- 3 警察署長は、第1項の規定による援助の求めを受けた場合において、児童の生命又は身体の安全を確認し、又は確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

#### [H12.11.20 通知] 8 警察官の援助(第10条関係)

- (1) 第10条(現行第10条第1項)において「必要があると認めるとき」とは、児童相談所長等による職務執行に際し、保護者又は第三者から物理的その他の手段による抵抗を受けるおそれがある場合、現に児童が虐待されているおそれがある場合などであって、児童相談所長等だけでは職務執行をすることが困難なため、警察官の援助を必要とする場合をいうこと。また、児童相談所長等による職務執行とこれに対する警察官の援助を効果的に実施し、児童の保護の万全を期する観点からは、緊急性のある場合などを除き、警察官と児童相談所長等との間で事前に協議を行うことが望ましいこと。
- (2) 警察官の「援助」とは、児童相談所長等による職務執行に際して、当該職務執行が円滑に実施できるようにする目的で警察官が警察法、警察官職務執行法等の法律により与えられている任務と権限に基づいて行う措置をいうこと。なお、本法に基づく安全確認、一時保護、立入調査等の職務執行そのものは、警察官の任務ではなく、児童相談所長等がその専門的知識に基づき行うべきものであること。援助を求められた警察官は、具体的には、
- ① 職務執行の現場の臨場したり、現場付近で待機したり、状況により児童相談所長等と一緒に立ち入ること
  - ② 保護者等が暴行、脅迫等により職務執行を妨げようとする場合や児童への加害行為が現に行われようとする場合等において、警察官職務執行法第5条に基づき警告を発し又は行為を制止し、あるいは同法第6条第1項に基づき住居等に立ち入ること
  - ③ 現に犯罪に当たる行為が行われている場合に刑事訴訟法第213条に基づき現行犯として逮捕するなどの検挙措置を講じること
- などの措置を採ることも考えられること。
- なお上記②の警察官職務執行法第6条第1項に基づく立入りについては、立入りの際に、必要があれば、社会通念上相当と認められる範囲内で、鍵を破壊する、妨害する者を排除するなどの実力を行使することもできること。また、上記③の現行犯逮捕において、必要があれば認められる住居等への立入り(刑事訴訟法第220条第1項第1号)についても同様であること。
- (3) 警察官の援助を「求める」とは、児童相談所長等から警察官に援助を求めることであるが、行政組織を一体的に運営し、児童の保護の万全を期する観点から、緊急の場合を除き、児童相談所長から警察署長に対して援助を求めるなど文書で事前に組織上の責任者から責任者に対して行うことを原則とすること。

#### [H16.8.13 通知①] 7 警察所長に対する援助要請等(第10条関係)

- (1) 現行法においても、児童相談所長等による児童の安全確認等の職務の執行に際し必要があると認めるときは、警察官の援助を求めることができることとされているが、児童相談所による警察官への援助要請がこれまで必ずしも適切に行われず、現行法の規定が適切に適用されてこなかったとの指摘がある。
- このため、児童相談所長等による警察署長に対する援助要請は、児童の安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じて適切に、求めなければならない義務である旨が明確にされたものである。
- (2) また、警察官の援助の下で児童相談所長等が適切に児童の安全確認等の職務を行うことを促すため、児童相談所長等から援助要請を受けた警察署長は、児童の生命又は身体の安全を確認し、又は確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、こうした職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならないこととされた。
- (3) こうした警察署長に対する援助要請については、その適用について既に「児童虐待の防止等に関する法律の施行について」(平成12年11月20日 児発第875号厚生省児童家庭局長通知)及び「子ども虐待対応の手引き」(平成12年11月改訂版)により示しているところであるが、改正法の趣旨を踏まえ、その適切な運用の徹底に遺漏なきようお願いする。

### (調書)

- 第10条の2** 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第9条の3第1項の規定による臨検又は捜



索をしたときは、これらの処分をした年月日及びその結果を記載した調書を作成し、立会人に示し、当該立会人とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、立会人が署名押印をせず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

#### (都道府県知事への報告)

**第10条の3** 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、臨検等を終えたときは、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

#### (行政手続法の適用除外)

**第10条の4** 臨検等に係る処分については、行政手続法（平成5年法律第88号）第3章の規定は、適用しない。

#### (審査請求の制限)

**第10条の5** 臨検等に係る処分については、審査請求をすることができない。

#### (行政事件訴訟の制限)

**第10条の6** 臨検等に係る処分については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第37条の4の規定による差止めの訴えを提起することができない。

#### (児童虐待を行った保護者に対する指導)

**第11条** 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第27条第1項第2号の規定により行われる指導は、親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で生活するために必要な配慮の下に適切に行わなければならない。

2 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第27条第1項第2号の措置が採られた場合においては、当該保護者は、同号の指導を受けなければならない。

3 前項の場合において保護者が同項の指導を受けないときは、都道府県知事は、当該保護者に対し、同項の指導を受けるよう勧告することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わない場合において必要があると認めるときは、児童福祉法第33条第2項の規定により児童相談所長をして児童虐待を受けた児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させ、同法第27条第1項第3号又は第28条第1項の規定による措置を採る等の必要な措置を講ずるものとする。

5 児童相談所長は、第3項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わず、その監護する児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、児童福祉法第33条の7の規定による請求を行うものとする。

[H12.11.20 通知] 9 指導を受ける義務等（第11条、第13条関係）

児童虐待を行った保護者は、児童福祉法第27条第1項第2号に規定する指導措置が採られた場合その指導を受ける義務を負い（第11条第1項（現行第2項））、同号の指導を受けない場合においては、都道府県知事は、当該指導を受けるよう勧告することができる（第11条第2項（現行第3項））こと。当該保護者の児童が児童福祉施設に入所しているか否かを問わない。また、第13条により、児童福祉施設入所措置の解除に当たって、都道府県知事は、児童福祉法第27条第1項第2号の指導を行うこととされた児童福祉司等の意見を聞かなければならず、児童福祉司は児童の家庭復帰の希望、保護者の虐待の原因解消への努力等を確認した上で意見を述べること。

[H16. 8.13 通知①] 8 児童虐待を行った保護者に対する指導（法第11条関係）

児童虐待を行った保護者に対する指導について、親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮の下に適切に行わなければならないことが規定された。なお、「親子の再統合への配慮」及び「良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮」の趣旨については3（1）（2）に示したとおりである。

[H20. 3.14 通知] 7 児童虐待を行った保護者に対する指導（第11条関係）

（1）児童虐待を行った保護者に対する指導に係る勧告に保護者が従わなかった場合には、当該保護者の児童について、都道府県知事が一時保護、同意に基づかない施設入所等の措置（以下「強制入所等」という。）その他の必要な措置を講ずる旨が明記された。

（2）児童虐待を行った保護者が、保護者に対する指導に係る勧告に従わず、その児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、親権喪失宣告の請求を行うものとされた。

#### (面会等の制限等)

**第12条** 児童虐待を受けた児童について児童福祉法第27条第1項第3号の措置（以下「施設入所等

の措置」という。)が採られ、又は同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護が行われた場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要があると認めるときは、児童相談所長及び当該児童について施設入所等の措置が採られている場合における当該施設入所等の措置に係る同号に規定する施設の長は、厚生労働省令で定めるとことにより、当該児童虐待を行った保護者について、次に掲げる行為の全部又は一部を制限することができる。

一 当該児童との面会

二 当該児童との通信

2 前項の施設の長は、同項の規定による制限を行った場合又は行わなくなった場合は、その旨を児童相談所長に通知するものとする。

3 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第28条の規定によるものに限る。）が採られ、又は同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童虐待を行った保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしたとすれば、当該保護者が当該児童を連れ戻すおそれがある等再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は当該児童の保護に支障をきたすと認めるときは、児童相談所長は、当該保護者に対し、当該児童の住所又は居所を明らかにしないものとする。

〔H12.11.20 通知〕 10 面会又は通信の制限（第12条関係）

児童福祉法第28条に基づき、保護者の意に反する措置が採られた場合には、児童に対する保護者の監督権や居所指定権などの親権が制限されていることに鑑み、児童相談所長又は児童福祉法第27条第1項第3号に規定する施設の長は、第12条に基づき、保護者に対して面会又は通信の制限を行うことができること。

〔H20.3.14 通知〕 8 面会等の制限等（第12条から第12条の4まで及び第17条関係）

(1) 一時保護及び同意に基づく施設入所等の措置の場合にも、強制入所等の場合と同様に、児童相談所長等は、児童虐待を行った保護者について当該児童との面会又は通信を制限することができるものとされた。

(2) 都道府県知事は、強制入所等の場合において、(1)により面会及び通信の全部が制限されているときは、児童虐待を行った保護者に対し、当該児童の身辺へのつきまとい又はその住居等の付近でのはいかいを禁止することを命ずることができるものとされた。また、この命令の違反につき、罰則を設けるものとされた。

**第12条の2** 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第28条の規定によるものを除く。以下この項において同じ。）が採られた場合において、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを求め、当該保護者が前条第1項の規定による制限に従わないことその他の事情から当該児童について当該施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反し、これを継続することが困難であると認めるときは、児童相談所長は、次項の報告を行うに至るまで、同法第33条第1項の規定により当該児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

2 児童相談所長は、前項の一時保護を行った、又は行わせた場合には、速やかに、児童福祉法第26条第1項第1号の規定に基づき、同法第28条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならない。

〔H16.8.13 通知①〕 9 面会又は通信の制限等（法第12条の2関係）

虐待を受けた児童について保護者の同意を得て児童福祉施設への入所等の措置が採られた場合であっても、児童との面会や通信を認めた場合、このことが必ずしも児童にとって適当でない場合もある。このため、保護者の同意を得て児童福祉施設への入所等の措置が採られている場合であっても、保護者が児童の引渡しあるいは児童との面会や通信を求め、これを認めた場合には再び虐待が行われ、又は虐待を受けた児童の保護に支障をきたすと認めるときは、児童相談所長は、当該児童に一時保護を行うことができるとし、この一時保護を行った場合には、児童相談所長は、速やかに児童福祉法第28条による児童福祉施設への入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならないこととされた。

このように、保護者の同意に基づく施設入所等の措置の場合であっても、一時保護を経て、児童福祉法第28条の規定に基づき家庭裁判所の承認を得て行う強制的な措置に切り替えることにより、必要に応じて保護者の面会・通信を制限することが可能となることを明確にしたものである。なお、家庭裁判所の審判手続きが行われている間に保護者が児童との面会・通信を求めてきた場合の対応方針については別途検討中である。

**第12条の3** 児童相談所長は、児童福祉法第33条第1項の規定により、児童虐待を受けた児童について一時保護を行っている、又は適当な者に委託して、一時保護を行わせている場合（前条第1項の一時保護を行っている、又は行わせている場合を除く。）において、当該児童について施設入所等の措置を要すると認めるときであって、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを求め

こと、当該保護者が第12条第1項の規定による制限に従わないことその他の事情から当該児童について施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反すると認めるときは、速やかに、同法第26条第1項第1号の規定に基づき、同法第28条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならない。

- 第12条の4** 都道府県知事又は児童相談所長は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第28条の規定によるものに限る。）が採られ、又は児童福祉法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護が行われ、かつ、第12条第1項の規定により、当該児童虐待を行った保護者について、同項各号に掲げる行為の全部が制限されている場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、六月を超えない期間を定めて、当該保護者に対し、当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身近につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいしてはならないことを命ずることができる。
- 2 都道府県知事又は児童相談所長は、前項に規定する場合において、引き続き児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、六月を超えない期間を定めて、同項の規定による命令に係る期間を更新することができる。
  - 3 都道府県知事又は児童相談所長は、第1項の規定による命令をしようとするとき（前項の規定により第1項の規定による命令に係る期間を更新しようとするときを含む。）は、行使手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
  - 4 第1項の規定による命令をするとき（第2項の規定により第1項の規定による命令にかかる期間を更新するときを含む。）は、厚生労働省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。
  - 5 第1項の規定による命令が発せられた後に施設入所等の措置が解除され、停止され、若しくは他の措置に変更された場合、児童福祉法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護が解除された場合又は第12条第1項の規定による制限の全部若しくは一部が行われなくなった場合は、当該命令は、その効力を失う。同法第28条第3項の規定により引き続き施設入所等の措置が採られ、又は同法第33条第6項の規定により引き続き一時保護が行われている場合において、第1項の規定による命令が発せられたときであって、当該命令に係る期間が経過する前に同法第28条第2項の規定による当該施設入所等の措置の期間の更新に係る承認の申立てに対する審判又は同法第33条第5項の本文の規定による引き続いての一時保護に係る承認の申立てに対する審判が確定したときも、同様とする。
  - 6 都道府県知事又は児童相談所長は、第1項の規定による命令をした場合において、その必要がなくなったと認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、その命令を取り消さなければならない。

〔H29.6.21 通知〕Ⅲ 接近禁止命令を行うことができる場合の拡大

1 改正の趣旨

接近禁止命令は、現行では、親権者等の意に反して施設入所等の措置が採られている場合にのみ行うことができるが、例えば、性的虐待を受けた児童・生徒が、一時保護や保護者の同意の下での施設への入所の場合に、加害者（保護者）の待ち伏せの危険があるために通学できない、といった課題が指摘されていたことから、接近禁止命令を行うことができる場合を拡大する。

2 改正の概要

親権者等の意に反して施設入所等の措置が採られている場合に加え、児童虐待を受けた児童について、保護者の同意の下で施設入所等の措置が採られ、又は一時保護が行われている場合にも、児童相談所長又は都道府県知事は接近禁止命令を行うことができることとする（児童虐待の防止等に関する法律第12条の4第1項）。

**（施設入所等の措置の解除等）**

- 第13条** 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、及び当該児童の保護者について児童福祉法第27条第1項第2号の措置が採られた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置を解除しようとするときは、当該児童の保護者について同号の指導を行うこととされた児童福祉司等の意見を聴くとともに、当該児童の保護者に対し採られた当該指導の効果、当該児童に対し再び児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果その他厚生労働省令で定める事項を勘案しなければならない。
- 2 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第33条第2項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置又は行われた一時保護を解除するときは、当該児童の保護者に対し、親子の再統合の促進その他の児童虐待を受けた児童が家庭で生活することを支援するために必要な助言を行うことができる。



- 3 都道府県知事は、前項の助言に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 4 前項の規定により行われる助言に係る事務に従事する者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

〔H20.3.14 通知〕 9 施設入所等の措置の解除（第13条関係）

都道府県知事は、施設入所等の措置を解除するに当たっては、児童虐待を行った保護者の指導に当たった児童福祉司等の意見を聴くとともに、当該保護者に対し採られた措置の効果、児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果等を勘案しなければならないものとされた。

〔H28.6.3 通知〕 IV 被虐待児童の自立支援 1 親子関係再構築支援（平成28年10月1日施行）

（1）改正の趣旨

虐待等のリスクが高く、施設入所等の措置や一時保護により、一旦、親子分離し、児童の安全を確保したケースについて、本来であれば、親子が共に暮らせるようにすることが最も自然な形と考えられるが、親子関係再構築がうまくいかず、より深刻な事態に陥るケースも見受けられる。その背景には、親子関係再構築について、支援が十分に行われず、また、関係機関間の連携が不十分という状況がある。

こうした事態を防止するため、児童相談所が措置等を解除するに当たっては、在宅に戻った後、親子に対し継続的なフォローを行い、親子関係が安定して再構築されるよう丁寧な支援を続けることが重要である。

このため、措置解除に当たり、児童相談所が、民間団体等への委託を含め、保護者に対し、児童への接し方等の助言・カウンセリングを行うこととし、措置解除後には、児童相談所が地域の関係機関と連携し、定期的な児童の安全確認、保護者への相談・支援等を実施することとする。

（2）改正の概要

② 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について採られた施設入所等の措置等を解除するときは、当該児童の保護者に対し、親子の再統合の促進等を支援するために必要な助言を行うこと及び当該助言に係る事務を民間団体に委託することができることとする（虐待防止法第13条）。

（施設入所等の措置の解除時の安全確認等）

**第13条の2** 都道府県は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第33条第2項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置若しくは行われた一時保護を解除するとき又は当該児童が一時的に帰宅するときは、必要と認める期間、市町村、児童福祉施設その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、当該児童の家庭を継続的に訪問することにより当該児童の安全の確認を行うとともに、当該児童の保護者からの相談に応じ、当該児童の養育に関する指導、助言その他の必要な支援を行うものとする。

〔H28.6.3 通知〕 IV 被虐待児童の自立支援 1 親子関係再構築支援（第13条の2関係）

（1）改正の趣旨

同上

（2）改正の概要

③ 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について採られた施設入所等の措置等を解除するとき又は当該児童が一時的に帰宅するときは、必要と認める期間、関係機関との緊密な連携を図りつつ、当該児童の安全の確認を行うとともに、当該児童の保護者からの相談に応じ、必要な支援を行うこととする。

（児童虐待を受けた児童等に対する支援）

**第13条の3** 市町村は、子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設（次項において「特定教育・保育施設」という。）又は同法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業（次項において「特定地域型保育事業」という。）の利用について、同法第42条第1項若しくは第54条第1項の規定により相談、助言若しくはあっせん若しくは要請を行う場合又は児童福祉法第24条第3項の規定により調整若しくは要請を行う場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。

2 特定教育・保育施設の設置者又は子ども・子育て支援法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者は、同法第33条第2項又は第45条第2項の規定により当該特定教育・保育施設を利用する児童（同法第19条第1項第2号又は第3号に該当する児童に限る。以下この項において同じ。）又は当該特定地域型保育事業者に係る特定地域型保育事業を利用する児童を選考するときは、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。

3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその年齢及び能力に応じ十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

#### 4 国及び地方公共団体は、居住の場所の確保、進学又は就業の支援その他の児童虐待を受けた者の自立の支援のための施策を講じなければならない。

[H16.8.13 通知①] 10 児童虐待を受けた児童等に対する支援（法第13条の2関係）

- (1) 市町村は、児童福祉法の規定により保育所に入所する児童を選考する場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならないこととされた。  
なお、具体的な取扱いについては、「保育所の入所等の選考の際における特別の支援を要する家庭の取扱いについて」（平成16年8月13日 雇児発第0813003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を参照されたい。
- (2) 国及び地方公共団体は、虐待を受けたために学校での学習が遅れてしまった児童についても、その年齢及び能力に応じ十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実に係る等必要な施策を講じなければならないこととされた。
- (3) 虐待を受けた児童のケアや児童福祉施設への入所等の措置自体、児童の保護であると同時にその自立支援としての側面も有しているが、自立のための支援が最も切実に必要とされるのは、虐待を受けた後に保護者との関係が絶たれた児童が児童福祉施設を退所等する場合であり、住居の賃貸契約や高等教育を受けるための資金の確保、就職に際しての保証人の確保や住み込み形式の職業に就職先が偏りがちであること等、多くの困難に直面している。  
こうしたことを踏まえ、国及び地方公共団体は、居住の場所の確保、進学又は就業の支援その他の児童虐待を受けた者の自立支援のための施策を講じなければならないこととされた。

[H16.8.13 通知②]

##### 1 保育所の入所に係るとくべつの配慮等について

- (1) 児童福祉法第24条第3項の規定により、保育所に入所する児童を選考する場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭を保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱うこと。  
この場合において「特別の支援を要する家庭」とは、
    - ① 児童虐待防止の観点から、児童福祉法第25条の2第3号又は第26条第1項第4号の規定により、保育の実施が必要である旨の報告又は通知を受けた児童のある家庭
    - ② 市町村域に設置された児童虐待防止ネットワークなどにおいて、児童虐待防止の観点から保育の実施が特に必要であると考えられる児童のいる家庭をいうこと。  
特に、都市部等の待機児童の多い地域にあつては、こうした特別の支援を要する家庭の児童の優先的取り扱いが徹底されるよう配慮すること。  
なお、こうした特別の支援を要する家庭の児童に対する保育の実施については、当該児童の保護者が児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第27条第6号に規定する「前各号に類する状態にあること」に該当するものとして行うものである。
  - (2) 市町村は、特別の支援を要する家庭について、(1)の保育所入所に関する優先的取扱いに加え、改正児童虐待防止法の趣旨を踏まえ、児童福祉施設等において行われる特定保育事業やつどいの広場事業などの子育て支援事業の利用についても優先的に取り扱うなどの措置を講じるよう努めること。
- ##### 2 留意点について
- (1) 都道府県及び市町村は、児童相談所長や福祉事務所長に対し、児童虐待の防止の観点から、保育の実施が必要である児童については、児童福祉法第25条の2第3号又は第26条第1項第4号の規定に基づく市町村の長への報告又は通知を適切に行うよう周知すること。
  - (2) 市町村は、児童相談所長又は福祉事務所長から(1)の報告又は通知を受けたときは、児童福祉法第24条第4項の規定に基づき、児童の保護者に対し保育の実施の申込みを勧奨すること。

#### (資料又は情報の提供)

**第13条の4** 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に関係する機関（地方公共団体の機関を除く。）並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。



〔H20.3.14 通知〕 10 関係機関等相互の情報提供（第13条の3関係）

地方公共団体の機関は、市町村長等から児童虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長等が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができるものとされた。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童等又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでないものとされた。

〔H28.6.3 通知〕 III 児童虐待発生時の迅速・適確な対応 9 関係機関等による調査協力（第13条の4関係）

(1) 改正の趣旨

現行法上、児童相談所や市町村から児童虐待に係る情報の提供を求められた場合、地方公共団体の機関は提供できるととされている一方、児童虐待の兆しや疑いを発見しやすい立場にある民間の医療機関、児童福祉施設、学校等は提供できる主体に含まれておらず、これらの機関等が児童虐待に係る有益な情報を有しているような場合であっても、個人情報保護や守秘義務の観点から、情報提供を拒むことがある。

児童虐待が疑われるケースについては、児童や保護者の心身の状況、置かれている環境等の情報は、児童相談所や市町村において、児童の安全を確保し、対応方針を迅速に決定するために必要不可欠であることから、これらの機関等についても、児童虐待に係る情報を提供できる主体に追加することとする。

(2) 改正の概要

病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、児童相談所長等から児童虐待の防止等に関する資料等の提供を求められたときは、当該資料等を提供することができることとする。

これにより、これらの機関等は、原則として、個人情報保護法や守秘義務に違反することなく、児童虐待に係る情報を提供できることとなる。

なお、歯科医師については、改正後の児童福祉法第21条の10の5第1項と同様、「その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者」に含まれる。

**（都道府県児童福祉審議会等への報告）**

**第13条の5** 都道府県知事は、児童福祉法第8条第2項に規定する都道府県児童福祉審議会（同条第1項ただし書に規定する都道府県にあっては、地方社会福祉審議会）に、第9条第1項の規定による立入り及び調査又は質問、臨検等並びに児童虐待を受けた児童に行われた同法第33条第1項又は第2項の規定による一時保護の実施状況、児童の心身に著しく重大な被害を及ぼした児童虐待の事例その他の厚生労働省令で定める事項を報告しなければならない。

〔H20.3.14 通知〕 11 都道府県児童福祉審議会等への報告（第13条の4関係）

都道府県知事は、都道府県児童福祉審議会等に、立入調査、臨検・捜索及び一時保護の実施状況、児童の心身に著しく重大な被害を及ぼした事例等を報告しなければならないものとされた。

**（親権の行使に関する配慮等）**

**第14条** 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、民法（明治29年法律第89号）第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超えて当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。

**2** 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

〔H28.6.3 通知〕 I 児童福祉法の理念と明確化 5 しつけを名目とした児童虐待の禁止（第14条関係）

(1) 改正の趣旨

依然として後を絶たない「しつけを名目とした児童虐待」を抑止する観点から、法律上「親権を行う者は、児童のしつけに際して、監護及び教育に必要な範囲を超えて当該生徒を懲戒してはならない」旨を明記することとする。

(2) 改正の概要

児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、監護及び教育に必要な範囲を超えて当該児童を懲戒してはならないことを法律上明記する。（児童虐待の防止等に関する法律）

**（親権の喪失の制度の適切な運用）**

**第15条** 民法に規定する親権の喪失の制度は、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護の観点からも、適切に運用されなければならない。

### (延長者等の特例)

- 第16条** 児童福祉法第31条第4項に規定する延長者（以下この条において「延長者」という。）  
延長者の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者を現に監護する者（以下この項において「延長者の監護者」という。）及び延長者の監護者がその監護する延長者について行う次に掲げる行為（以下この項において「延長者虐待」という。）については、延長者を児童と、延長者の監護者を保護者と、延長者虐待を児童虐待と、同法第31条第2項から第4項までの規定による措置を同法第27条第1項第1号から第3号まで又は第2項の規定による措置とみなして、第11条第1項から第3項まで及び第5項、第12条の4並びに第13条第1項の規定を適用する。
- 一 延長者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
  - 二 延長者にわいせつな行為をすること又は延長者をしてわいせつな行為をさせること。
  - 三 延長者の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、延長者の監護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の延長者の監護者としての監護を著しく怠ること。
  - 四 延長者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、延長者が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の延長者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 2 延長者又は児童福祉法第33条第10項に規定する保護延長者（以下この項において「延長者等」という。）  
延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者（以下この項において「延長者等の監護者」という。）及び延長者等の監護者がその監護する延長者等について行う次に掲げる行為（以下この項において「延長者等虐待」という。）については、延長者等を児童と、延長者等の監護者を保護者と、延長者等虐待を児童虐待と、同法第31条第2項から第4項までの規定による措置を同法第27条第1項第1号から第3号まで又は第2項の規定による措置と、同法第33条第8項から第11項までの規定による一時保護を同法第1項又は第2項の規定による一時保護とみなして、第11条第4項、第12条から第12条の3まで、第13条第2項から第4項まで、第13条の2、第13条の4及び第13条の5の規定を適用する。
- 一 延長者等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
  - 二 延長者等にわいせつな行為をすること又は延長者等をしてわいせつな行為をさせること。
  - 三 延長者等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、延長者等の監護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の延長者等の監護者としての監護を著しく怠ること。
  - 四 延長者等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、延長者等が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の延長者等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

[H28.6.3 通知] IV被虐待児童の自立支援 5 18歳以上の者に対する支援の継続（第16条の関係）

#### (1) 改正の趣旨

児童福祉法では、児童の範囲を18歳未満の者としており、原則18歳未満の者に対して支援を行うこととしているが、当該児童の自立の観点から必要と認められる場合には、里親等委託や施設入所等の支援を20歳に達するまで継続できることとされている。

これは、18歳に達した時点で、その後の生活の見通しが何ら立っていないにも関わらず、機械的に措置を解除することとした場合、それまで行ってきた保護指導の効果が失われ、自立した生活を営むことが困難になるためである。

一方、児童福祉法の「児童」の年齢を超えた場合においても、自立のための支援が必要に応じて継続されることが不可欠である。このため、18歳以上20歳未満の者のうち、施設入所等の措置等が採られている者について、必要な支援が継続できるようにすることとする。

#### (2) 改正の概要

①児童相談所長は、一時保護が行われた児童について、20歳に達するまでの間、引き続き一時保護を行うことができることとする（児童福祉法第33条第6項）。

②～③略

⑤18歳以上20歳未満の者のうち、施設入所等の措置が引き続き採られているもの又は①により一時保護が引き続き行われているもの等の保護者について、施設の長が面会等の制限等を行うことができることとする。

### (大都市等の特例)

- 第17条** この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）並びに児童福祉法第59条の4第1項に規定する児童相談所設置市においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

(罰則)

**第18条** 第12条の4第1項(第16条第1項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による命令(第12条の4第2項(第16条第1項の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定により第12条の4第1項の規定による命令に係る期間が更新された場合における当該命令を含む。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**第19条** 第13条第4項(第16条第2項の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附則(平成16年法律第30号)抄

(検討)

**第2条** 児童虐待の防止等に関する制度に関しては、この法律の施行後3年以内に、児童の住所又は居所における児童の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、親権の喪失等の制度のあり方その他必要な事項について、この法律による改正後の児童虐待の防止等の法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則(平成19年法律第73号)抄

(検討)

**第2条** 政府は、この法律の施行後3年以内に、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則(平成28年法律第63号)抄

(検討等)

**第2条** 政府は、この法律の施行後速やかに、児童の福祉の増進を図る観点から、特別養子縁組制度の利用促進の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後速やかに、児童福祉法第6条の3第8項に規定する要保護児童(次項において「要保護児童」という。)を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所の関与の在り方について、児童虐待の実態を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、この法律の施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、第1条の規定による改正後の児童福祉法第25条第1項の規定による要保護児童の通告の在り方、児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 児童虐待防止に向けた学校における適切な対応について（通知）

平成16年1月30日 15初児生第18号 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知

児童虐待防止に向けた対応については、これまでも「児童虐待の防止等に関する法律」の施行について（平成12年11月20日付け文生参第352号）等により、「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年法律第82号）の周知及び児童虐待の早期発見・対応、被害を受けた児童の適切な保護が行われるようお願いしているところです。

しかしながら、大阪府岸和田市における事件を始め深刻な虐待事例が続発していることから、文部科学省としては、児童虐待防止に向けた学校における対応は、緊急かつ徹底して取り組むべき課題であると考えております。

については、都道府県教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管課にあっては所管の私立学校に対して、下記の事項に留意のうえ、児童虐待防止に向けてより一層適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

なお、本件については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長からも各都道府県及び各指定都市の児童福祉主管部（局）長に対し、別添のとおり通知されておりますので申し添えます。

### 記

- 1 学校の教職員は、職務上、児童虐待を発見しやすい立場にあることを再確認し、学校生活のみならず幼児児童生徒の日常生活面について十分な観察、注意を払いながら教育活動をする中で、児童虐待の早期発見・対応に努める必要があること。  
そのために、学級担任、生徒指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラーなど教職員等が協力して、日頃から幼児児童生徒の状況の把握に努めるとともに、幼児児童生徒がいつでも相談できる雰囲気を醸成すること。  
不登校児童生徒が家庭等にいる場合についても、学級担任等の教職員が児童生徒の状況に応じて家庭への訪問を行うことなどを通じて、その状況の把握に努めること。
- 2 虐待を受けた幼児児童生徒を発見した場合は、速やかに児童相談所又は福祉事務所へ通告すること。  
児童虐待の疑いがある場合には、確証がないときであっても、早期発見の観点から、児童相談所等の関係機関へ連絡、相談をするなど、日頃からの連携を十分に行うこと。  
関係機関への通告又は相談を行った後においても、当該機関と連携して当該幼児児童生徒への必要な支援を行うこと。
- 3 上記の対応に当たっては、管理職への報告、連絡及び相談を徹底するなど、学校として組織的に取り組むとともに、教育委員会への連絡、又は必要に応じて相談を行うこと。

（別添1）略



## 学校等における児童虐待防止に向けた取組の推進について（通知）

平成18年6月5日 18初児生第11号 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知

児童虐待については、児童相談所への児童虐待に関する相談件数が年々増加の一途をたどっていること、重大な児童虐待事件があとを絶たないこと、及び医療的ケアが必要となるような困難な事例が増加していることなど、依然として深刻な社会問題となっております。

その中、近年、「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」（平成16年法律第30号）（以下、「改正虐待防止法」という。）及び、「児童福祉法の一部を改正する法律」（平成16年法律第153号。）（以下、「改正児童福祉法」という。）など児童虐待防止に関する各種法改正が行われており、特に改正虐待防止法に基づき、学校及び教職員に対しては、日頃から子ども達に接する立場及び子どもの教育的指導に当たる機関としての立場から、児童虐待の防止等のために適切な役割を果たすよう、早期発見の努力義務や関係機関への通告義務などの責務が課されております。

以上のような背景の下に、文部科学省では、昨年4月に「学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究会議」（別紙1）に委託し、改正虐待防止法及び改正児童福祉法の施行を踏まえ、学校等における児童虐待防止のための取組の現状と課題を探り、その対処方策を検討することを目的として、学校等における児童虐待防止に関する現状調査と国内外の取組事例を調査研究し、今回、その報告書を取りまとめましたので、別添のとおり送付します。

貴職におかれては、本資料の内容（別紙2）及び下記の点を踏まえ、所管の学校又は域内の市区町村の教育委員会等に対し、学校及び教職員に対する法令上の義務等に関して改めて周知徹底を図るとともに、学校等における児童虐待防止のための取組がより一層適切に推進されるよう、ご指導をお願いします。

### 記

#### 1 虐待防止法等の趣旨の徹底

各教育委員会等においては、学校等に対して、「児童虐待の防止等に関する法律の施行について（通知）」（平成12年11月20日。文生参第352号。）及び「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行について（通知）」（平成16年8月13日。文科生第313号。）等を参考にして、特に、以下の点についての周知徹底を図ること。

##### (1) 児童虐待の早期発見等

改正虐待防止法上、学校及び学校の教職員は、①児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならないこと（同法第5条 第1項）、②児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならないこと（同条第2項）、③児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならないこと（同条第3項）などの責務が課されていること。

##### (2) 児童虐待に係る通告

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならないこと（同法第6条第1項）。

#### 2 児童虐待防止に向けた学校等における適切な対応

各教育委員会等においては、学校等に対して、「児童虐待防止に向けた学校における適切な対応について（通知）」（平成16年1月30日。15初児生第18号。）及び「現在長期間学校を休んでいる児童生徒の状況等に関する調査結果とその対応について（通知）」（平成16年4月15日。16初児生第2号。）を参考にして、改めて、以下の点についての指導の徹底を図ること。

(1) 学校の教職員は、職務上、児童虐待を発見しやすい立場にあることを再確認し、学校生活のみならず、幼児児童生徒の日常生活面について十分な観察、注意を払いながら教育活動をする中で、児童虐待の早期発見・対応に努める必要があること。そのために、学級担任、生徒指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラーなど教職員が協力して、日頃から幼児児童生徒の状況の把握に努めるとともに、幼児児童生徒がいつでも相談できる雰囲気醸成すること。

(2) 児童虐待を受けた幼児児童生徒を発見した場合には、速やかに児童相談所又は福祉事務所等へ通告すること。児童虐待の疑いがある場合には、確証がないときであっても、早期発見の観点から、児童相談所等の関係機関へ連絡、相談をするなど、日頃からの連携を十分に行うこと。関係機関への通告又は相談を行った後においても、当該機関と連携して当該幼児児童生徒への必要な支援を行うこと。

特に、学校においては、幼児児童生徒の保護者との関係が悪化することなどを懸念して通告をためらうことがないようにすること。

- (3) 上記の対応に当たっては、管理職への報告、連絡及び相談を徹底するなど、学校として組織的に取り組むとともに、教育委員会への連絡、又は必要に応じて相談を行うこと。

### 3 教育委員会等の責務

各教育委員会等においては、児童福祉部局等や関係機関と連携しながら、地域の実情に応じて、以下の点に関する取組の推進を図ること。

- (1) 児童虐待の予防及び早期発見並びに迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援等を行うため、関係機関との連携の強化等のために必要な体制の整備に努めること。  
また、学校及び教育委員会は、虐待防止ネットワークに参加するとともに、特に教育委員会は、教職員等に対して、学校及び教職員等に期待されている役割や関係機関等の役割の周知に努めるなどにより、日ごろから関係機関等との連携を推進すること。
- (2) 学校の教職員が、児童虐待の早期発見・早期通告等児童虐待の防止に寄与するとともに児童虐待を受けた幼児児童生徒の自立の支援等について適切に対応できるようにするため、研修等必要な措置を講ずること。
- (3) 児童虐待の防止に資するため、幼児児童生徒の人権、児童虐待が幼児児童生徒に及ぼす影響及び児童虐待に係る通告義務等について、必要な広報その他の啓発活動に努めること。
- (4) 児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた幼児児童生徒のケア、並びに学校の教職員等が児童虐待の防止に果たすべき役割等についての調査研究及び検証を行うこと。
- (5) 児童虐待を受けた幼児児童生徒が、その年齢及び能力に応じ十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講ずること。

(別添 1、2) 略

## 児童虐待防止に向けた学校等における適切な対応の徹底について（通知）

平成22年1月26日 21初児生第29号 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

児童虐待については、児童相談所への児童虐待に関する相談件数が年々増加の一途をたどっていること、重大な児童虐待事件があとを絶たないこと、及び医療的ケアが必要となるような困難な事例の増加など依然として深刻な社会問題となっており、これまでも児童虐待の早期発見・対応、被害を受けた児童の適切な保護等、児童虐待防止に向けた学校等における適切な対応についてお願いしているところです。

しかしながら、今般、東京都江戸川区における事件の発生から、文部科学省としては、児童虐待防止に向けた学校等における対応を改めて緊急かつ徹底して行う必要があると考えております。

貴職におかれては、下記の点を踏まえ、所管の学校又は域内の市区町村の教育委員会等に対し、学校及び教職員に対する法令上の義務等に関して改めて周知徹底を図るとともに、学校等における児童虐待防止のための取組がより一層適切に推進されるよう、改めてご指導を徹底していただくようお願いします。

### 記

#### 1 児童虐待の防止等に関する法律等の趣旨の徹底

各教育委員会等においては、学校等に対して、「児童虐待の防止等に関する法律の施行について（通知）」（平成12年11月20日。文生参第352号。）及び「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行について（通知）」（平成16年8月13日。16文科生第313号。）等を参考にして、改めて、以下の点についての周知徹底を図ること。

- (1) 児童虐待の早期発見等：児童虐待の防止等に関する法律上、学校及び学校の教職員は、1) 児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならないこと（同法第5条第1項）、2) 児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならないこと（同条第2項）、3) 児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならないこと（同条第3項）などの役割が課されていること。
- (2) 児童虐待に係る通告：児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならないこと（同法第6条第1項）。

#### 2 児童虐待防止に向けた学校等における適切な対応：

各教育委員会等においては、学校等に対して、「児童虐待防止に向けた学校における適切な対応について（通知）」（平成16年1月30日。15初児生第18号。）、「学校等における児童虐待防止に向けた取組の推進について」（平成18年6月5日。18初児生第11号。）等を参考にして、改めて、以下の点についての指導を行うこと。

- (1) 学校の教職員は、職務上、児童虐待を発見しやすい立場にあることを再確認し、学校生活のみならず、幼児児童生徒の日常生活面について十分な観察、注意を払いながら教育活動をする中で、児童虐待の早期発見・対応に努める必要があること。そのために、学級担任、生徒指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラーなど教職員等が協力して、日頃から幼児児童生徒の状況の把握に努めるとともに、幼児児童生徒がいつでも相談できる雰囲気醸成すること。
- (2) 虐待を受けた幼児児童生徒を発見した場合には、速やかに児童相談所又は市町村、都道府県の設置する福祉事務所へ通告すること。児童虐待の疑いがある場合には、確証がないときであっても、早期発見の観点から、児童相談所等の関係機関へ連絡、相談をするなど、日頃からの連携を十分に行うこと。関係機関への通告又は相談を行った後においても、継続的に当該機関と緊密に連絡を取り合うなどして児童虐待の防止上必要な対応を図ること。
- (3) 上記の対応に当たっては、管理職への報告、連絡及び相談を徹底するなど、学校として組織的に取り組むとともに、教育委員会への連絡、又は必要に応じて相談を行うこと。

#### 3 教育委員会等の責務：

各教育委員会等においては、児童福祉部局等や関係機関と連携しながら、地域の実情に応じて、以下の点に関する取組の推進を図ること。

- (1) 児童虐待の予防及び早期発見並びに迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援等を行うため、関係機関との連携の強化等のために必要な体制の整備に努めること。
- (2) 学校の教職員が、児童虐待の早期発見・早期通告等児童虐待の防止に寄与するとともに児童虐待を受けた幼児児童生徒の自立の支援等について適切に対応できるようにするため、研修等必要な措置を講ずること。
- (3) 児童虐待の防止に資するため、幼児児童生徒の人権、児童虐待が幼児児童生徒に及ぼす影響及び児童虐待に係る通告義務等について、必要な広報その他の啓発活動に努めること。
- (4) 児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた幼児児童生徒のケア、並びに学校の教職員等が児童虐待の防止に果たすべき役割等についての調査研究及び検証を行うこと。
- (5) 児童虐待を受けた幼児児童生徒が、その年齢及び能力に応じ十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策講じること。

#### 4 教職員用研修教材の適切な活用：

文部科学省においては、平成21年5月に学校等における児童虐待防止のための取組の一層の充実を図るため、最近の制度改正等の内容を盛り込み、教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」を作成、配付している。

学校、教育委員会においては、本教材の積極的な活用を図るなどして、虐待対応に関する教職員研修の充実を図り、学校等における児童虐待防止の取組を一層適切に推進すること。



## 学校等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（通知）

平成22年3月24日 21文科初第775号 文部科学大臣政務官通知

児童虐待については、児童相談所への児童虐待に関する相談件数が年々増加の一途をたどっているほか、重大な児童虐待事件も跡を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっており、これまでも児童虐待の早期発見・早期対応、被害を受けた幼児児童生徒の適切な保護等、児童虐待防止に向けた適切な対応が図られるよう繰り返しお願いしているところです。

しかしながら、先般、東京都江戸川区において発生した、児童虐待により小学校1年生の児童が亡くなった事件では、学校と市町村、児童相談所等の関係機関の連携が十分に昨日しなかったことが問題点の一つとして指摘されているところです。

このたび、このような観点を踏まえ、文部科学省、厚生労働省で協議の上、別添1のとおり「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」を作成しましたので、地域の実情に応じて適切に運用されるよう、上記指針の内容について御了知いただくとともに、所管の学校又は域内の市区町村の教育委員会等に対し、御指導をお願いします。

なお、本件については、別添2のとおり厚生労働省雇用均等・児童家庭局長からも、各都道府県知事、指定都市市長及び児童相談所設置市市長に対し、通知されておりますので申し添えます。

（別添1）

学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針

### 1 趣旨

本指針は、学校及び保育所から市町村又は児童相談所（以下「市町村等」という。）への児童虐待の防止に係る資料及び情報の定期的な提供（以下「定期的な情報提供」という。）に関し、定期的な情報提供の対象とする児童、頻度・内容、依頼の手續等の事項について、児童虐待の防止等に関する法律第13条の3の規定に沿った基本的な考え方を示すものである。

### 2 定期的な情報提供の対象とする児童

#### （1）市町村が求める場合

要保護児童対策地域協議会（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会をいう。以下「協議会」という。）において児童虐待ケースとして進行管理台帳（注）に登録されており、かつ、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（以下「学校」という。）に在籍する幼児児童生徒及び保育所に在籍する乳幼児（以下「幼児児童生徒等」という。）を対象とする。

（注）進行管理台帳とは、市町村内における虐待ケース等に関して、子ども及び保護者に関する情報やその状況の変化等を記載し、協議会において、絶えず、ケースの進行管理を進めるための台帳であり、協議会の中核機関である調整機関において作成するものである。

#### （2）児童相談所が求める場合

児童相談所（児童福祉法第12条に規定する児童相談所をいう。以下同じ。）が管理している児童虐待ケースであって、協議会の対象となっておらず、かつ、学校等及び保育所から通告があったものなど児童相談所において必要と考える幼児児童生徒等を対象とする。

### 3 定期的な情報提供の頻度・内容

#### （1）定期的な情報提供の頻度

定期的な情報提供の頻度は、おおむね1か月に1回を標準とする。

#### （2）定期的な情報提供の内容

定期的な情報提供の内容は、上記（1）及び（2）に定める幼児児童生徒等についての、対象期間の出欠状況、（欠席があった場合の）家庭からの連絡の有無、欠席の理由とする。

### 4 定期的な情報提供の依頼の手續

#### （1）市町村について

市町村は、上記2（1）に定める幼児児童生徒等について、当該幼児児童生徒等が在籍する学校及び保育所に対して、対象となる幼児児童生徒等の氏名、上記3（2）に定める定期的な情報提供の内容、提供を希望する期間等を記載した書面を送付する。

#### （2）児童相談所について

児童相談所は、上記2（2）に定める幼児児童生徒等について、当該幼児児童生徒等が在籍する学校及び保育所に対して、対象となる幼児児童生徒等の氏名、上記3（2）に定める定期的な情報提供の内容、提供を希望する期間等を記載した書面を送付する。

## 5 機関（学校及び保育所を含む。）間での合意

- (1) 上記4により、市町村等が学校及び保育所に対し、定期的な情報提供の依頼を行う場合は、この仕組みが円滑に活用されるよう、市町村等と学校及び保育所との間で協定を締結するなど、事前に機関の間で情報提供の仕組みについて合意した上で、個別の幼児児童生徒等の情報提供の依頼をすることが望ましいものであること。
- (2) 協定の締結等による機関間での合意に際しては、本指針に掲げる内容を基本としつつも、より実効性のある取組となるよう、おおむね1か月に1回を標準としている定期的な情報提供の頻度を柔軟に設定したり、対象となる幼児児童生徒等の範囲を柔軟に設定したり、定期的な情報提供の内容をより幅広く設定するなど、地域の実情を踏まえたものにする事。
- (3) 学校は、市町村等と協定の締結等により機関間での合意をしたときは、その内容等を設置者である教育委員会、国立大学法人、都道府県私立学校主管部課（以下「教育委員会等」とする。）に対しても報告すること。

## 6 定期的な情報提供の方法等

### (1) 提供の方法

学校及び保育所は、市町村等から、上記4の依頼文書を受けた場合、依頼のあった期間内において、定期的に上記3に定める定期的な情報提供を書面にて行う。

### (2) 教育委員会等への報告等

学校が市町村等へ定期的な情報提供を行った場合は、併せて教育委員会等に対してもその写しを送付すること。また、市町村等へ定期的な情報提供を行うに際しては、地域の実情に応じて教育委員会等を経由することも可能とする。

## 7 緊急時の対応

定期的な情報提供の期日より前であっても、学校及び保育所において、不自然な外傷、理由不明又は連絡のない欠席が続く、対象となる幼児児童生徒等から虐待についての証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境の変化など、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、定期的な情報提供の期日を待つことなく、適宜適切に市町村等に情報提供又は通告をすること。

## 8 情報提供を受けた市町村等の対応について

### (1) 市町村について

① 学校及び保育所から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた市町村は、必要に応じて当該学校及び保育所から更に詳しく事情を聞くこととし、これらの情報を複数人で組織的に評価する。

なお、詳細を確認する内容としては、外傷、衣服の汚れ、学校での相談、健康診断の回避、家庭環境の変化、欠席の背景、その他の虐待の兆候をうかがわせる事実を確認できた場合には当該事項等が考えられる。

② ①の評価を踏まえて、必要に応じて関係機関にも情報を求める、自ら又は関係機関に依頼して家庭訪問を行う、個別ケース検討会議の開催など状況把握及び対応方針の組織として行う。

③ 対応が困難な場合には児童相談所に支援を求めるとともに、専門的な援助や家庭への立入調査等が必要と考えられる場合は、速やかに児童相談所へ送致又は通知を行う。

④ 協議会においては、市町村内における全ての虐待ケース（上記2（2）の場合を除く。）について進行管理台帳を作成し、実務者会議の場において、定期的に（例えば3か月に1度）、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行うことを徹底すること。

### (2) 児童相談所について

① 児童相談所が学校及び保育所から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた場合

ア 学校及び保育所から上記6の定期的な情報提供又は上記7の情報提供を受けた児童相談所は、必要に応じて当該学校及び保育所から更に詳しく事情を聞くこととし、これらの情報について援助方針会議等による組織的な評価を行う。

なお、詳細を確認する内容としては、外傷、衣服の汚れ、学校での相談、健康診断の回避、家庭環境の変化、欠席の背景、その他の虐待の兆候をうかがわせる事実を確認できた場合には当該事項等が考えられる。

イ アの評価を踏まえて、必要に応じて関係機関にも情報を求める、自ら家庭訪問を行う、個別ケース検討会議の開催を市町村に求めるなどの状況把握及び対応方針の検討を組織として行う。

ウ 必要に応じて立入調査、出頭要求、児童の一時保護等の対応をとる。

② 市町村が学校及び保育所から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供

を受けた場合、市町村の求めに応じて積極的に支援するものとする。

## 9 個人情報の保護に対する配慮

(1) 学校及び保育所から市町村等に対して、定期的な情報提供を行うに当たっては、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)の目的、基本理念及び各地方公共団体の個人情報保護条例等を踏まえて、幼児児童生徒等、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう十分は配慮の下、必要な限度で行われなければならないので留意すること。

(2) 市町村が学校及び保育所から受けた定期的な情報提供の内容について、協議会の実務者会議及び個別ケース検討会議において情報共有を図ろうとする際は、市町村において、学校及び保育所から提供のあった情報の内容を吟味し、情報共有すべき内容を選定の上、必要な限度で行うこと。

また、協議会における要保護児童等に関する情報の共有は、要保護児童等の適切な保護又は支援を図るためのものであり、協議会の構成員及び構成員であった者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととされているので、このことに十分留意し、協議会の適切な運営を図ること。

## 10 その他

市町村等が学校及び保育所以外の関係機関に状況確認や見守りの依頼を行った場合にも、当該関係機関との連携関係を保ち、依頼した後の定期的な状況把握に努めるものとする。

(参考)

児童虐待の防止等に関する法律(平成12年5月24日法律第82号)

(資料又は情報の提供)

### 第13条の4

地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に関する機関(地方公共団体の機関を除く。)並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、おれを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(別添2)略

## 児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について（通知）

平成22年3月24日 21文科初第777号 文部科学大臣政務官通知

児童虐待の防止等については、これまでも児童虐待の早期発見・早期対応、被害を受けた児童の適切な保護等、学校等における適切な対応が図られるよう繰り返しお願いしているところですが、児童相談所における児童相談の対応件数は年々増加しており、平成20年度には4万2千件を超えるなど依然として深刻な社会問題となっております。

このような状況を踏まえ、文部科学省、厚生労働省の合意の下、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」を作成し、示したところですが、このたび、児童虐待の防止等に当たって、上記指針の運用を含めた、学校、教育委員会等における児童虐待の早期発見・早期対応、通告後の関係機関との連携等を図る上での留意点等について下記のとおり改めて取りまとめましたので、周知します。

なお、児童虐待の防止には良好な家庭環境が大切であるため、各教育委員会における生徒指導担当と家庭教育支援担当の連携等により、保護者への支援の一層の充実に努めていただくことについても併せて御留意ください。

貴職におかれては、これらの点を踏まえ、所管の学校又は域内の市区町村の教育委員会等に対し、学校等における児童虐待の防止等のための取組がより一層適切に推進されるよう、御指導をお願いします。

### 記

#### 1 学校等における対応について

- (1) 児童虐待の早期発見（「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年5月24日法律第82号）（以下「児童虐待防止法」とする。）第5条第1項関係）

学校及び学校の教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努める必要があることから、以下のことに留意して取り組むこと。

- ① 幼児児童生徒の心身の状況の把握について（学校保健安全法第9条関係）

児童虐待の早期発見の観点から、幼児児童生徒の心身の健康に関し健康相談を行うとともに、幼児児童生徒の健康状態の日常的な観察により、その心身の状況を適切に把握すること。

- ② 健康診断について（学校保健安全法第13条関係）

健康診断においては、身体測定、内科検診や歯科検診を始めとする各種の検診や検査が行われることから、それらを通して身体的虐待及び保護者としての監護を著しく怠ること（いわゆるネグレクト）を早期に発見しやすい機会であることに留意すること。

- (2) 児童虐待への早期対応（児童虐待防止法第6条第1項関係）

児童虐待に係る通告について、児童虐待を受けたと思われる幼児児童生徒を発見した場合は、速やかに、これを市町村、児童相談所等に通告しなければならない。このため、児童虐待の疑いがある場合には、確証がないときであっても、早期対応の観点から通告を行うこと。

- (3) 通告後の関係機関との連携

- ① 定期的な情報提供について（児童虐待防止法第13条の3関係）

児童虐待に係る通告を行った幼児児童生徒について、通告後に市町村又は児童相談所に対し、定期的な情報提供を行うときは、「学校等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（通知）」（21文科初第775号。平成22年3月24日。）を踏まえ、適切な運用に努めること。

- ② 緊急時の対応について（児童虐待防止法第6条第1項関係）

上記①に係る、定期的な情報提供を行っている場合であっても、学校等において、不自然な外傷、理由不明又は連絡のない欠席が続く、幼児児童生徒から虐待についての証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境の変化など、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、定期的な情報提供の期日を待つことなく、適宜適切に市町村又は児童相談所等に情報提供又は通告をすること。

#### 2 教育委員会等の責務について

- (1) 関係機関との連携の強化（児童虐待防止法第4条第1項関係）

必要に応じて、児童相談所長会議等へ教育委員会担当者等が出席し、また、教育委員会等が主催する各種会議への児童相談所等関係機関からの参加、協力を求めるなどして、児童虐待の防止等のために関係機関間の連携の強化に努めること。

- (2) 教職員に対する研修の充実（児童虐待防止法第4条第2項、同条第3項関係）

学校の教職員が児童虐待の早期発見・早期対応等児童虐待の防止に寄与するとともに児童虐待を受けた幼児児童生徒の自立の支援等について適切に対応できるようにするため、研修等必要な措置



を講ずる必要があることから、以下のことに留意して取り組むこと。

- ① 教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」の活用について  
学校等における児童虐待の防止等のための取組の一層の充実を図るため、平成21年5月に文部科学省が作成、配付した教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」(CD-ROM)が適切に活用されるよう、学校等における教職員を対象とする研修の充実を図ること。
  - ② 関係機関と連携した研修の活用について  
児童虐待問題等に対応する関係機関職員の研修を実施している「子どもの虹情報研修センター(日本虐待・思春期問題情報研修センター)」において、教育委員会指導主事等を対象に実施されている児童相談所職員との合同研修等を活用するなど、関係機関と連携した研修の充実を図ること。
- (3) 児童虐待の防止等のための調査研究及び検証(児童虐待防止法第4条第5項関係)  
地方公共団体が行う、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例等の検証に参加・協力するなどして、学校の教職員が児童虐待の防止に果たすべき役割や必要な再発防止策等を明らかにするよう努めること。  
また、地域の実情に応じて、学校の教職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究を実施すること。

### 3 要保護児童対策地域協議会への積極的参画について(児童虐待防止法第5条第2項関係)

要保護児童対策地域協議会(以下、「協議会」という。)は、平成16年の「児童福祉法の一部を改正する法律」により、地方公共団体に対し設置が努力義務として課せられるなど、児童虐待の防止等の図る上で重要な役割を担うものとなっている。

児童虐待の防止等のためには、関係機関が児童虐待を受けていると思われる児童に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であり、学校及び学校の教職員は、児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する地方公共団体等の施策に協力する必要があることから、各学校、教育委員同等においては、協議会に積極的に参画するなどして、関係機関との一層の連携・協力を図り、児童虐待の防止等に努めること。

## 配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学について（通知）

平成21年7月13日 21生参学第7号 文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長通知  
文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知

このたび、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号）及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（平成16年内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号）に基づく施策について、「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価書」が取りまとめられ、総務大臣から関係省庁の大臣に対して勧告が行われました。文部科学省に対しては、教育委員会に対し、配偶者からの暴力の被害者の子どもの円滑な就学のための手続の周知や居住地等の情報の厳重な管理についての周知・徹底を行うことなどが勧告されています（別紙1参照）。

配偶者からの暴力の防止等については、これまでも「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく『基本方針』について」（平成16年12月2日付け府共第726号内閣府男女共同参画局長等通知、平成16年12月2日付け文部科学省生涯学習政策局等事務連絡、平成20年1月11日付け府共第1号内閣府男女共同参画局長等通知、平成20年2月20日付け文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課等事務連絡）により御連絡しているところですが、下記事項に十分留意の上、引き続き適切な対応をお願いします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び指定都市を除く域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所管の学校及び学校法人等に対して、各国立大学長におかれては、その管下の学校に対して、このことを周知するとともに、配偶者からの暴力の被害者の子どもについて就学の機会が確実に確保されるよう、指導の徹底をお願いします。

## 記

### 1. 就学手続について

#### (1) 就学手続

##### ①住民基本台帳に基づく年齢簿の編製による場合

学齢児童及び学齢生徒については、その住所の存する市町村の教育委員会が学齢簿を編製し、就学の通知等の就学手続をとることとされており、学齢簿の編製は、住民基本台帳に基づいて行うこととされていること（学校教育法施行令第1条、第5条）。

##### ②住民基本台帳に記載されていない者についての学齢簿の編製による場合

住民基本台帳に記載されていない者であっても、当該市町村に住所を有するものであれば、この者についても学齢簿を編製し、就学の通知等の就学手続をとること。この場合、教育委員会は、住民基本台帳に脱漏又は誤載があると認める旨を遅滞なく当該市町村長に通報することとされていること（「住民基本台帳法の制定に伴う学校教育法施行令および学校教育法施行規則の一部改正について」（昭和42年10月2日付け文初財396号文部省初等中等教育局長通達）、住民基本台帳法第13条）。また、市町村の区域内に転住してきた学齢児童及び学齢生徒を学齢簿に記載したときは、当該教育委員会は、その旨をすみやかに前住所地の教育委員会に通知するようにされたいこと（「学齢簿および指導要録の取扱について」（昭和32年2月25日付け文初財83号文部省初等中等教育局長通達））。

##### ③区域外就学等による場合

市町村の教育委員会は、学齢児童又は学齢生徒について、保護者から区域外就学等の届出があった場合には、就学手続を行うこと。就学させようとする小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）を設置する市町村の教育委員会は、この場合、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会と協議するものとされていること（学校教育法施行令第9条）。

#### (2) 配偶者からの暴力の被害者の子どもについての配慮事項

配偶者からの暴力の被害者の子どもについては、住民票の存する市町村外の学校への転学を希望する場合がある。

このような特別の事情がある場合には、個々の事情に応じて、上記（1）の②又は③の方法をとることを含めて、就学の機会が確実に確保されるようにすること。また、就学の際に必要な書類については、法令上特に定められているものではないことを踏まえつつ、配偶者からの暴力の被害者の子どもが円滑に就学できるよう、必要最小限のものとすること。

なお、配偶者からの暴力の被害者の子どもについては、転学先や居住地等の情報が配偶者（加害者）に伝わるのが懸念される場合があることから、住民基本台帳に脱漏又は誤載があると認める旨を市町村長に通報する際、学齢簿に記載した旨を前住所地の教育委員会に通知する際、及び区域外就学に関する協議を住所地の教育委員会と行う際に、下記3の留意事項を参照した上で、配偶者からの暴力

の被害者の子どもの就学であることを関係者間で共有するとともに、転学先や居住地等の情報を知り得る者については必要最小限の範囲に制限するなど、情報の厳重な管理について特に配慮すること。

## 2. 指導要録の取扱いについて

### (1) 指導要録の取扱い

指導要録は、児童及び生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿となるものであり、児童及び生徒の転学の際には、転出元の校長が転学先の校長に指導要録の写し等を送付すること（学校教育法施行規則第24条第3項）。これは、転学先の学校において、進級や卒業の認定を行ったり調査書を作成したりする際に、転出元の指導要録の写し等が必要なためであり、写し等が送付されないと転学先での指導等に支障が生じることがある。

また、児童及び生徒の転学の際には、転出元の指導要録に転学先の学校名及び所在地も記載すること（「小学校児童指導要録、中学校生徒指導要録、高等学校生徒指導要録、中等教育学校生徒指導要録並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部指導指導要録、中学部生徒指導要録及び高等部生徒指導要録の改善等について」（平成13年4月27日付け13文科初第193号通知））。

### (2) 配偶者からの暴力の被害者の子どもについての配慮事項

配偶者からの暴力の被害者の子どもについては、転学した児童及び生徒の指導要録の記述を通じて転学先の学校名や所在地等の情報が配偶者（加害者）に伝わることを懸念される場合がある。

このような特別の事情がある場合には、下記3の留意事項を参照し、配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学であることを関係者間で共有するとともに、転学先の学校名や所在地等の情報を知り得る者については必要最小限の範囲に制限するなど、情報を特に厳重に管理した上で、転出元の学校から転学先の学校へ児童及び生徒の指導要録の写し等を送付すること。

## 3. 転学先や居住地等の情報の管理について

配偶者からの暴力の被害者の子どもの転学先や居住地等の情報については、各地方公共団体の個人情報保護条例等に則り、配偶者暴力相談支援センターや福祉部局等との連携を図りながら、厳重に管理すること。

また、就学事務に携わる職員及び学齢簿や指導要録等の保存の責任者は、配偶者からの暴力の被害者の子どもであるなどの特別の事情があることを十分認識して、転学先や居住地等の情報を記している学齢簿や指導要録等の開示請求等については、特に慎重に対応すること。配偶者（加害者）が児童及び生徒の法定代理人として学齢簿や指導要録等の開示請求をしたような場合でも、教育委員会や学校にあっては、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）において、「本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合」はその全部又は一部を開示しないことができる（同法第25条第1項）とされていることや、「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」（平成16年文部科学省告示第161号）において、個人データの開示に関し、「本人の法定代理人から当該本人に関する保有個人データの開示を求められた場合におけるその開示又は非開示の決定に当たっては、当該本人に対する児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待をいう。）及び当該本人が同居する家庭における配偶者からの暴力（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力をいう。）のおそれの有無を勘案すること」とされていること等も踏まえながら、それぞれの地方公共団体の個人情報保護条例等に則り、適切に対応すること。

### (参考)

工夫事例として別添2も参照のこと。他に、学齢簿に記載した旨の前住所地の教育委員会への通知や指導要録の写し等の送付等の際に、配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学であることを関係者間で共有するとともに、転学先や居住地等の情報を知り得る者については必要最小限の範囲に制限するなど、情報が厳重に管理されるよう特に配慮している例もある。

(別紙1) 配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価の結果(勧告)(抄)

(平成21年5月26日 総務大臣)

この度、配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価を実施した結果、別紙のとおり貴省所管事項について改善する必要の認められるものがありますので、勧告します。

別紙

配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価結果に基づく勧告事項

関係府省は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する政策を効果的に推進する観点から、当省のアンケート調査結果も参考にしつつ、次の措置を講ずる必要がある。

(3) 被害者の自立支援の充実

ウ 子どもの就学

教育委員会に対し、被害者の子どもが円滑に就学できるよう、住民票を異動していない被害者の子どもの就学には二つの手続があり、地域の実情等に応じ選択できることを周知するとともに、申請時の添付書類は必要最小限のものとするよう助言すること。

また、教育委員会及び学校に対し、被害者の子どもの転校先や居住地等の情報を厳重に管理するよう周知・徹底すること。特に、区域外就学を認める際に必要とされる転出元の教育委員会との協議、指導要録の学校間の授受及び学齢簿に記載した旨の転出元の教育委員会への通知に関する情報制限について、教育委員会における工夫事例を情報提供すること。

(別紙2)

公立小学校・中学校における学校選択制等についての事例集(平成18年3月文部科学省)(抜粋)

3. 区域外就学～居所と住民登録が異なる場合の居所の学校への区域外就学～  
(18) 特別な事情(DV)による区域外就学

1 区域外就学の内容と許可理由

(1) 内容

当市町村に住民登録されていない児童を、保護命令及び居住証明をもって当市町村の小学校へ就学することを許可した。

本来このような就学については、区域外就学として住民票登録地との協議が必要となるが、当市町村では保護者の置かれた実状を十分に検討した上で、情報の制限を設け、相手先教育委員会との協議を行っている。

(2) 許可理由

ア 児童は当市町村に居住して以来どこの学校にも通学しておらず、母親には学校に通わせたいという強い希望があった。

イ 実際に当市町村に居住しているが、異動先が加害者に知られることから、住民票の異動が行えない状況である。

ウ 教育委員会として、児童の教育を受ける権利を保障するため、就学を最優先に考えた。

(3) 許可の前提となる条件

実際に当市町村に居住していること。また、この事例では、保護命令といった他の機関からの明確な判断があった。(他の相談においても、教育委員会が母子にとって初めての相談である場合、まずは市町村や都道府県の担当部署への案内を行っている。)

(4) 許可へ向けた処理について

行政区域をまたがる区域外就学許可は、本来、住民票登録地への報告を兼ねた協議を経た上での許可であるが、今回の保護者が置かれた状況は、相手先教育委員会及び学校への情報制限が母子の生活を守る上で必要であった。

この母子を取り巻く状況を十分に当市町村側で検討した結果、相手先教育委員会への協議の際、学校に対する情報の制限を説明し協力を依頼した。

2 区域外就学を許可した事情及び経緯

(1) 申請事情

保護者である母親は、夫の度重なる暴力に耐え兼ね、B市町村より子供を連れて家を出た(住所地同都道府県内)。都道府県の福祉相談所に駆け込み、一時保護を受けた後、裁判所より保護命令が下る。

このことを受けて、一時避難として当市町村内の知人宅に、しばらく世話になることが決定したが、夫に居住地を知られたくないがため、当市町村への住民登録はできない状況である。



子供の当市町村小学校への通学を希望されたため、当課への相談となった。

(2) 就学への流れ

ア 状況の確認

都道府県福祉相談所より、裁判所の保護命令及び、居住地情報の写しをいただき、これを状況確認のための資料とした。

イ 申請書の提出

教育委員会窓口にて、母親に今回の事情を確認し、就学希望の申請書を記入していただいた。その際、福祉相談所担当相談員に同行を依頼し、現在の状況を母親・相談員の両方の立場から聞き取り確認を行った。

ウ 受入れ学校への状況報告

同時に、受入れ先小学校へ状況報告を行い、児童相談所担当者が同行の上、学校と保護者との面談の場を設けるよう学校へ依頼した。

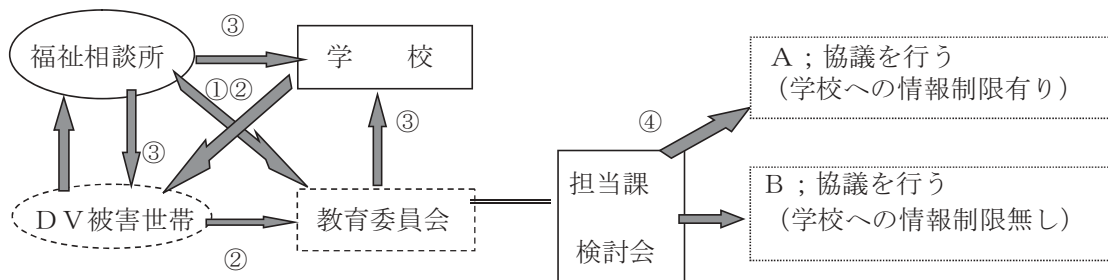
※ 学校側には、現状を十分に理解できるよう、保護者・相談員、学校側との面談を必ず依頼している。また、学校側に就学拒否権がないため、あえて所見等の提出は求めている。

エ 住民票登録地との協議

本来、区域外就学は、住民票登録地への協議をもって就学許可を行わなければならない。転出先学校や教育委員会の心情を考えると、また、子供の教育指導上重要な指導要録等のやり取りを行うためにも、協議は必要である。

しかし、今回の事例では、保護者・相談員との状況確認の折、転出先の地域性や、周囲の人間関係上、情報漏洩の可能性が非常に高い状況にあった。別の案件ではあるが、他市にて区域外就学中に居住地情報が加害者に漏洩し、居場所を突き止められたがため当市町村へ逃亡してきたといった事例も実際生じている。

よって、この相談についてはDV被害者救済のため、相手先教育委員会に、学校に対する情報の制限を行った上で協議を行うこととした。



※ 丸数字は手続きの順番を示す。

A ; 協議を行う・・・協議を行うが、転出学校へは転出のみを知らせるよう依頼。指導要録等児童の情報は、教育委員会間でやり取りを行う。

B ; 協議を行う・・・通常通りの協議、情報のやり取りを行う。

## 一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について（通知）

平成27年7月31日 27文科初第335号 文部科学省初等中等教育局長通知

児童虐待への対応については、「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について」（平成22年3月24日付け21文科初第777号）（参考資料1）等を踏まえ、学校や教育委員会等において、これまでも様々な努力がなされているところですが、児童虐待の相談対応件数の増加傾向が続くなど、引き続き適切な対応が求められています。

このような状況の下、「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）に基づく一時保護の件数も増加しているところ、この一時保護が行われる間は学校へ通うことができなくなることがあります。加えて、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号）及び「売春防止法」（昭和31年法律第118号）等に基づき婦人相談所による一時保護が行われている児童生徒及び婦人保護施設に保護されている児童生徒についても、これらの措置が行われる間は学校へ通うことができなくなることがあります。

一方、近年では、例えば、児童相談所の一時保護所において、退職教員等の学習指導協力員の配置や一定の学習時間の確保等、一時保護が行われている児童の学習条件を向上させる取組も行われているところ

です。については、こうした状況等を踏まえ、一時保護が行われている児童生徒及び婦人保護施設に保護されている児童生徒（以下「一時保護等が行われている児童生徒」という。）の指導要録に係る適切な対応等を下記1. のとおりお示しすることとしました。

また、関係府省庁によって「児童虐待防止対策等について」（平成26年12月26日児童虐待防止対策に関する副大臣等会議）（参考資料2）が取りまとめられており、居住実態が把握できない児童生徒への取組のほか、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応等のための速やかな実施に向けて取り組む主な対応策が示されています。

これを踏まえ、学校や教育委員会等における児童虐待防止に係る対応を進める上での留意事項を下記2. のとおり整理しましたので適切な対応をお願いします。なお、居住実態が把握できない児童生徒への取組については、「居住実態が把握できない児童への対応について」（平成27年3月16日付け総行住第33号、26初初企第53号、雇児総発9316第1号）が別途通知されていますので、併せて御留意願います。

については、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人の長にあっては設置する附属学校に対して、株式会社立学校を認定した地方公共団体の長にあっては認可した学校に対して、これらの趣旨についての周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。なお、本通知に関しては、厚生労働省と協議済みであり、同省に対し、関係機関等への本通知の内容の周知方を依頼済みであることを申し添えます。

### 記

#### 1. 一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応等について

児童相談所の一時保護所の学習環境等については、その充実に向けこれまでも学習指導協力員の配置など様々な取組が進められてきたところであるが、「児童虐待防止対策等について」において「学校と児童相談所等関係機関の連携」を推進することが示されたこと等を踏まえれば、一時保護等が行われている児童生徒の学習状況の評価等についても関係機関が連携して適切な対応を進める必要がある。

したがって、一時保護等が行われている児童生徒の指導要録上の取扱い等について、別紙1及び別紙2によることとするので、これを踏まえて適切な対応を行うこと。

その際、都道府県教育委員会等においては、学校における指導要録上の取扱い等について各学校の円滑な判断が行われるよう、児童相談所における相談・指導の状況等について、当該児童相談所からの情報提供を踏まえ、域内の学校に情報提供することが考えられること。また、都道府県教育委員会等において、児童相談所の求めに応じ、その学習環境を充実させる観点から、一時保護所の学習指導協力員となる者として退職教員を紹介する等の協力を行うこと。

#### 2. 児童虐待防止対策に係る対応について

##### (1) 学校等の間の情報共有について

「児童虐待防止対策等について」においては、「進学・転学の際の学校等の間の情報共有」を推進することが示されているが、指導要録に記されている学習状況や出席日数、健康診断票に記されている健康の状況等は、支援が必要な幼児児童生徒を発見するに当たって重要な情報となる場合もあるものであ

る。

については、進学・転学に当たっては、法令にのっとり行うこととされている進学・転学先への文書の送付はもとより、対面、電話連絡、文書等による学校間での引継ぎの実施、学校の担当者やスクールソーシャルワーカー等によるケース会議の開催等により、支援が必要な幼児児童生徒に係る学校等の間の適切な連携を進めること。

個人情報保護の観点からどこまで情報を引き継げるかについては、適用される関係法令に基づき各学校等が判断することとなり、一般的には、公立学校には当該学校を設置する地方公共団体の個人情報保護条例が、私立学校を設置する学校法人等には「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）及び関係条例が、国立大学法人には「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号）が適用されるものであること。その際、一般的には、

- ・設置者を同じくする学校間での引継ぎについては、個人情報の利用目的の範囲内であることが原則であるが、利用目的の範囲外であっても、私立学校においては、人の生命、身体等の保護のためや児童生徒の健全な育成の推進のために特に必要があり、本人の同意を得ることが困難である場合、国立大学法人の設置する学校においては、法令の定める業務の遂行に必要な範囲で行われるものであり、かつ、相当な理由がある場合は、保有個人情報の内部利用として認められるときがあること
- ・設置者を異にする学校間での引継ぎについては、個人情報の第三者提供に該当することから、本人の同意を得ることが原則であるが、私立学校においては、人の生命、身体等の保護のためや児童生徒の健全な育成の推進のために特に必要があり、本人の同意を得ることが困難である場合、国立大学法人の設置する学校においては、明らかに本人の利益になる場合や、特別な理由がある場合であれば、関係法令上、第三者提供が認められるときがあること
- ・公立学校においては、個人情報保護条例の利用目的や第三者提供に関する規定において、類似又は同趣旨の定めがなされていることがあること

等に留意した上で必要な情報共有を図ること。また、個別の案件で疑義がある場合は、関係法令を所管する行政の部局へ問い合わせることが考えられること。

## (2) 児童虐待等に係る研修の実施について

「児童虐待防止対策等について」においては、「学校と児童相談所等関係機関の連携」を推進することが示されており、虐待を発見するポイントや、発見後の対応の仕方等について、教職員の理解を一層促進することが求められる。

については、学校や教育委員会等においては、以下の資料等を参考にするとともに、「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応に関する状況調査結果について」（平成23年3月4日付け22初児生第65号）（参考資料3）に沿って、児童相談所の職員を講師に招くなどして、今後とも教職員に対する研修の充実に努めること。

### (参考資料)

- 1 児童虐待の定義、関連する法律などの基礎的な知識と近年の状況については「児童虐待防止対策」（厚生労働省HPに掲載）を参照。
- 2 児童虐待についての学校における対応について
  - 学校生活の中における児童虐待の兆候等については「児童虐待防止と学校」（文部科学省HPに掲載）の「第3章学校生活での現れ」を参照。
  - 学校と福祉機関との役割分担や通告後の対応等については「児童虐待防止と学校」（文部科学省HPに掲載）の「第6章疑いから通告へ」を参照。

## (3) 児童虐待に係る通告についての組織的な対応等について

「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年法律第82号）の第5条第1項においては、学校及びその教職員による児童虐待の早期発見の努力義務が定められており、また、「児童虐待防止対策等について」においても、学校の組織としての「適切な通告の実施」の必要性が改めて示されていることから、学校及びその教職員は法令の趣旨を理解して児童虐待に関し適切な通告を行う必要がある。

については、教育委員会等においては、「児童虐待に係る速やかな通告の一層の推進について」（平成24年3月29日付け23文科初第1707号）（参考資料4）の別紙3に記載のとおり、虐待の事実が必ずしも明らかでなくとも一般の人の目から見れば主観的に児童虐待が疑われる場合は通告義務が生じることや、法の趣旨に基づくものであれば、その通告が結果として誤りであったとしても、そのことによって刑事上、民事上の責任を問われることは基本的には想定されないこと等を改めて学

校に対し周知すること。また、通告は、教育機関と福祉機関の専門性の違いを尊重しつつ両者が協働していく契機と捉え、教職員個々人の対応に加え、学校組織として関係法令に沿った適切な対応を行うよう周知すること。

(別紙1) 一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応等について

(別紙2) 児童相談所の一時保護所の学習環境が出席扱いを認めることができるかを判断する際の目安

(参考資料1) 「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について(通知)」  
(平成22年3月24日)

(参考資料2) 児童虐待防止対策等について(平成26年12月26日)(抄)

(参考資料3) 「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応に関する状況調査結果について(通知)」(平成23年3月4日)

(参考資料4) 「児童虐待に係る速やかな通告の一層の推進について」

(別紙1) 一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応等について

児童福祉法に基づく一時保護が行われている児童生徒は、当該措置が行われる間、学校へ通うことができなくなることがある。また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律及び売春防止法等に基づき婦人相談所による一時保護が行われている児童生徒及び婦人保護施設において保護されている児童生徒についても、これらの措置が行われる間は学校へ通うことができなくなることがある。

一方、近年では、例えば、児童相談所の一時保護所においては、退職教員等の学習指導協力員の配置や一定の学習時間の確保等、一時保護が行われている児童生徒の学習条件を向上させる取組も行われている。

このような状況等を踏まえ、一時保護等が行われている児童生徒については次のように、指導要録に係る適切な対応等を行うことが必要である。

#### 1. 一時保護が行われている児童生徒が児童相談所の一時保護所において学習を行っている場合

児童相談所の一時保護所で一時保護が行われている児童生徒の中には、当該施設において、相談・指導を受け、学校における学習活動に遅れが生じないよう努力している者もいる。このような者の努力を学校として評価し支援するため、以下の要件を満たす場合には、当該施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができることとする。

(出席扱いの要件)

一時保護が行われている児童生徒が児童相談所の一時保護所において相談・指導を受ける場合であって、当該児童生徒の自立を支援する上で当該相談・指導が有効・適切であると判断され、かつ、以下の要件を満たすときには校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

- 1 当該施設と学校との間において、児童生徒の生活指導や学習指導に関し、十分な連携・協力が保たれていること。
- 2 別紙2を参考としつつ、当該施設において、児童生徒の状況に適した学習環境が整えられているなど、適切な相談・指導が行われていることが確認できること。

なお、指導要録上出席扱いとした場合、指導要録においては、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について(通知)」(平成22年5月11日付け22文科初第1号(以下「平成22年通知」という。))を踏まえ、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び当該施設において学習活動を行ったことを記入すること。

#### 2. 一時保護等が行われている児童生徒が学習を行っていない場合

一時保護等が行われている児童生徒については、その心身の状態から学習が困難であったり、学校に出席できなかったりすることがある。このため、一時保護等が行われている児童生徒が学校に出席できず、かつ、一時保護所又は一時保護所以外の施設で学習を行っていない場合には、平成22年通知の別紙1、2及び3中「出席停止・忌引等の日数」に含めることとされている「非常変災等児童(生徒)又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数」に含める扱いとすることが適当である。

なお、指導要録においては、平成22年通知を踏まえ、一時保護等が行われている児童生徒であることを理由として出席停止・忌引等の日数としたこと及びその日数を記入すること。



### 3. その他の留意点

(1) 一時保護所以外の施設で一時保護が行われている児童生徒及び婦人保護施設において保護されている児童生徒が学校に出席できていないときは、これらの措置が児童の福祉を保障する観点等から行われるものであることに留意し、1. を参考としつつ、児童生徒の自立を支援する上で有効・適切であると判断される場合であって、当該児童生徒に対しこれらの措置の実施主体と学校との連携・協力の状況、学習環境等の相談・指導の状況等を勘案して適切であると認められるとき、出席扱いとすることができることとする。

また、指導要録上出席扱いとした場合、指導要録においては、平成22年通知を踏まえ、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び当該施設において学習活動を行ったことを記入すること。

(2) 一時保護等が行われている児童生徒が学校に復帰した際、当該学校は児童生徒の状況に応じ補習等を実施し、小・中学校における各学校の課程の修了や高等学校における単位の認定等を適切に行うことが望ましいこと。

#### (別紙2) 児童相談所の一時保護所の学習環境が出席扱いを認めることができるかを判断する際の目安

児童相談所については「児童相談所運営指針」（平成2年3月5日付け児発第133号を累次改正）が定められており、その中では、一時保護所の運営に関し、学習の実施に当たっての配慮事項が定められている。

学校長は、一時保護が行われている児童生徒について指導要録上出席扱いとする場合には、児童相談所に置かれている児童福祉司等を通じ、児童生徒の状況に適した学習環境が整備されていることを確認することが必要であり、その際の参考となるよう以下の目安を示すものである。

#### (1) 教育指導の方法・内容

- 児童相談所運営指針に沿って、例えば、午前中は学習指導、午後はスポーツ等のプログラムが組み込まれるなど、一定の教育指導の時間が確保されていること。
- 学校から聴取した状況等も踏まえ、当該児童生徒の学習到達の状況を適切に評価し、当該児童生徒の状況に応じた方針に基づき、教育指導が実施されていること。
- 児童相談所や児童生徒の実状に応じて、個別指導と併せて、集団指導が実施されていること。
- 児童相談所の運営・管理の許す限りにおいて、体験学習が取り入れられていること。

#### (2) 教育指導の体制

- 教育指導に当たっては、教員経験やそれに準ずる教育指導の経験のある学習指導協力員や職員が中心となるとともに、その他の職員の協力も得て、「不登校への対応の在り方について（通知）」（平成15年5月16日付け15文科初第255号）の中の「教育支援センター（適応指導教室）整備指針（試案）6. 指導体制等」を参考にしつつ、個に応じたきめ細かな教育指導がなされる体制となっていること。
- 児童生徒の指導方針等については、心理や福祉に関する専門的な資格を有する者の協力を得て定められていること。

#### (3) 施設・設備等

- 施設・設備は、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものであり、集団で活動するための部屋、相談室、職員室などを備えていること。
- 体育館等を備えていたり、体育館等を有しない場合は周辺に代替できる施設や環境が整えられていたりするなど、スポーツ活動や体験活動の実施に関する配慮がなされていること。
- 児童生徒の教育指導に必要な教具を備えていること。

#### (参考資料2) 児童虐待防止対策等について（抄）

平成26年12月26日 児童虐待防止対策に関する副大臣等会議

〈速やかな実施に向けて取り組む主な対応策〉

#### 妊娠期からの切れ目ない支援

- 3 支援が必要な家庭の情報を共有して支援につなぐ仕組み
- ◇ スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー配置の充実
- ◇ 進学・転学等の際の学校等の間の情報共有や、学校と児童相談所等関係機関の連携の促進、適切な通告の実施などについて改めて周知徹底

## 参考法令等

### 学齢簿の編製等の就学手続

#### ○ 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）（抄）

第1条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、当該市町村の区域内に住所を有する学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法（以下「法」という。）第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。以下同じ。）について、学齢簿を編成しなければならない。

2 前項の規定による学齢簿の編成は、当該市町村の住民基本台帳に基づいて行うものとする。

3 （略）

4 （略）

第5条 市町村の教育委員会は、就学予定者（法第17条第1項又は第2項の規定により、翌学年の初めから小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校又は特別支援学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。）のうち、認定特別支援学校就学者（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、第22条の3の表に規定する程度のもの（以下「視覚障害者等」という。）のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから二月前までに、小学校、中学校又は義務教育学校の入学期日を通知しなければならない。

2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校及び義務教育学校の数の合計数が2以上である場合又は当該市町村の設置する中学校（法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。以下この項、次条第7号、第6条の3第1項、第7条及び第8条において同じ。）及び義務教育学校の数の合計数が2以上である場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校、中学校を又は義務教育学校を指定しなければならない。

3 前2項の規定は、第9条第1項又は第17条の届出のあった就学予定者については、適用しない。

第9条 児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

### 住民基本台帳に記載されていない者に係る学齢簿の扱い

#### ○ 住民基本台帳の制定に伴う学校教育法施行令および学校教育法施行規則の一部改正について（昭和42年10月2日付け文初財396号文部省初等中等教育局長通達）（抄）

##### 1 学校教育法施行令の一部改正について

(2) 学齢簿は、当該市町村に住所を有する者について編製することとされているが、住民基本台帳法制定の趣旨にかんがみ、この編製は住民基本台帳に基づいて行なうこととしたこと。（略）

なお、住民基本台帳に記載されていない者であっても、当該市町村に住所を有するものであれば、この者についても学齢簿を編製すること。この場合において、教育委員会は、住民基本台帳に脱漏または誤載があると認める旨をすみやかに当該市町村長に通知すること。

#### ○ 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）

第13条 市町村の委員会（地方自治法第138条の4第1項に規定する委員会をいう。）は、その事務を管理し、又は執行するに当たって、住民基本台帳に脱漏若しくは誤載があり、又は住民票に誤記若しくは記載漏れがあると認めるときは、遅滞なく、その旨を当該市町村の市町村長に通報しなければならない。

### 学齢簿に記載した旨の前住所地の教育委員会への通知

- 学齢簿および指導要録の取扱について（抄）  
（昭和32年2月25日付け文初財83号文部省初等中等教育局長通達）
  - 1 学齢簿の取扱について
    - (2) 市町村の区域内に転住してきた学齢児童生徒を学齢簿に記載したときは、当該教育委員会は、その旨をすみやかに前住所地の教育委員会に通知するようにされたいこと。

### 児童等の転学の際の指導要録の送付

- 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）（抄）
  - 第24条（略）
    - 2 （略）
    - 3 校長は、児童等が転学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の写しを作成し、その写し（転学してきた児童等については転学により送付を受けた指導要録（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成26年度政令203号）第8条に規定する園児の学習及び健康の状況を記録した書類の原本を含む。）の写しを含む。）及び前項の抄本又は写しを転学先の校長、保育所の長又は認定こども園の長に送付しなければならない。

### 情報の管理

- 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）  
〔最終更新〕平成28年法律第51号（抄）
  - 第5条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。
  - 第28条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができる。
    - 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
      - 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
      - 二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
      - 三 他の法令に違反することとなる場合
    - 3 （略）
    - 4 （略）
- 「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」（平成16年文部科学省告示第161号）（抄）
  - 第3 事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項
    - 6 法第25条第1項に規定する本人からの保有個人データの開示に関する事項  
事業者は、保有個人データの開示に関し、次に掲げる事項に留意するものとすること。
      - (2) 事業者は、本人の法定代理人から当該本人に関する保有個人データの開示を求められた場合におけるその開示又は非開示の決定に当たっては、当該本人に対する児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待をいう。）及び当該本人が同居する家庭における配偶者からの暴力（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力をいう。）のおそれの有無を勘案すること。

## 参考・引用文献・資料

- 子ども虐待ガイドライン  
～小学校・中学校教職員、放課後児童クラブ支援者のために～  
平成18年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究）  
「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」
- 養護教諭のための児童虐待対応の手引  
文部科学省：平成19年10月
- 「児童虐待防止と学校」研修教材  
文部科学省：平成21年3月
- 子ども虐待対応の手引き  
厚生労働省：平成25年8月（改正版）
- 保育従事者・教職員のための児童虐待対応の手引き  
福島県・福島県教育委員会：平成19年12月
- 教職員のための児童虐待対応マニュアル  
千葉県教育庁教育振興部指導課 平成19年3月
- いのちを守り育てるために  
～虐待から子どもを守るための教職員用マニュアル～  
高知県教育委員会：平成20年8月
- 教職員のための児童虐待対応の手引き  
奈良県教育委員会：平成20年12月
- 「子どもが心配」チェックシート（岡山版）  
岡山県：平成20年3月
- 子どもの育ちのニーズシート ガイドブック  
岡山県：平成29年3月
- 教職員・保育従事者のための児童虐待対応マニュアル  
埼玉県・埼玉県教育委員会：平成21年2月

教職員・保育従事者のための児童虐待対応の手引き(第二版)  
平成30年3月発行  
岡山県教育庁人権教育課  
〒700-8570 岡山市北区内山下2丁目4番6号  
TEL 086-226-7612（代表）



# 岡山県児童虐待通告先等一覧

平成29年4月1日現在

※児童相談所全国共通ダイヤル：189（お住まいの児童相談所におつなぎする電話です）

	市町村			県福祉事務所	児童相談所	参考
	福祉・保健福祉機関	保健機関	教育関係機関			保健所
岡山市	北区中央福祉事務所 (地域こども相談センター) 086-803-1824 北区北福祉事務所 (地域こども相談センター) 086-251-6521 中区福祉事務所 (地域こども相談センター) 086-901-1234 東区福祉事務所 (地域こども相談センター) 086-944-0131 南区西福祉事務所 (地域こども相談センター) 086-281-9652 南区南福祉事務所 (地域こども相談センター) 086-261-7127				岡山市 こども総合相談所 岡山市北区鹿田町1-1-1 086-803-2525	岡山市保健所 健康づくり課 岡山市北区鹿田町1-1-1 086-803-1264
玉野市	福祉政策課 0863-32-6593	健康増進課 0863-31-3310	学校教育課 0863-32-5575			
瀬戸内市	子育て支援課 0869-26-5947 夜間・休日の執務時間外 0869-22-1111(代表)					
加賀郡 吉備中央町	保健課 0866-54-1326			備前県民局健康福祉部 福祉振興課子育て支援班	岡山県 中央児童相談所 岡山市北区南方2-13-1 086-235-4152	岡山県備前保健所 岡山市中区古京町1-1-1 7 086-272-3950
備前市	子育て支援課 0869-64-1853			岡山市中区古京町1-1-17 086-272-3989		
赤磐市	子育て支援課 086-955-2635					
和気郡 和気町	健康福祉課(本庁舎) 0869-93-3681 総務福祉課(佐伯庁舎) 0869-88-1103					
倉敷市	児童虐待相談電話 086-426-3337 子ども相談センター 086-426-3330 倉敷家庭児童相談室 086-426-3366 児島保健福祉センター 福祉課(児島家庭児童相談室) 086-473-1119 玉島保健福祉センター 福祉課(玉島家庭児童相談室) 086-522-8118 水島保健福祉センター 福祉課(水島家庭児童相談室) 086-446-1114 玉島保健福祉センター 真備保健福祉課(真備家庭児童相談室) 086-698-5113 倉敷市子育て支援センター 086-434-9865	倉敷市保健所 健康づくり課 倉敷保健推進室 086-434-9822 児島保健福祉センター 児島保健推進室 086-473-4371 玉島保健福祉センター 玉島保健推進室 086-522-8113 水島保健福祉センター 水島保健推進室 086-446-1115 玉島保健福祉センター 真備保健推進室 086-698-5111	ヤングテレホン (青少年育成センター) 086-426-3741 倉敷教育センター 086-454-0400 教育委員会指導課 086-426-0300			
総社市	こども課 家庭児童相談室 0866-92-8268				岡山県 倉敷児童相談所 倉敷市美和1-14-31 086-421-0991	岡山県備前保健所 倉敷市羽島1083 086-434-7025
都窪郡 早島町	健康福祉課 086-482-2483		学校教育課 086-483-2211		井笠相談室 笠岡市六番町2-5 0865-69-1680	岡山県備前保健所 倉敷市羽島1083 086-434-7025
笠岡市	子育て支援課 家庭児童相談室 0865-69-2132 子ども虐待相談専用ダイヤル 0865-63-5151		学校教育課 0865-69-2152		高梁分室 高梁市落合町近所286-1 0866-21-2833 (月~水)	
井原市	子育て支援課 0866-62-9517				高梁分室新見相談室 新見市高尾2400 0867-72-2974 (木~金)	岡山県備前保健所 井笠支所 笠岡市六番町2-5 0865-69-1673
浅口市	社会福祉課 0865-44-7007	健康推進課 0865-44-7114	学校教育課 0865-44-7012	備前県民局保健福祉部 福祉振興課子育て支援班		
浅口郡 里庄町	町民課 0865-64-3112 健康福祉課 0865-64-7211		教育委員会 0865-64-7212	倉敷市羽島1083 086-434-7023		
小田郡 矢掛町	保健福祉課 0866-82-1013		教育委員会 0866-82-2100			
高梁市	こども未来課 0866-21-0288	健康づくり課 0866-21-0228	教育委員会学校教育課 0866-21-1509			岡山県備前保健所 高梁市落合町近所286-1 0866-21-2835
新見市	こども課 家庭児童相談室 0867-72-6115	健康づくり課 0867-72-6129	教育委員会学校教育課 0867-72-6146			岡山県備前保健所 新見支所 新見市高尾2400 0867-72-5691
真庭市	子育て支援課 0867-42-1054		教育委員会学校教育課 0867-42-1087			
真庭郡 新庄村	住民福祉課 0867-56-2646					岡山県真庭保健所 真庭市勝山591 0867-44-2991
津山市	こども子育て相談室 0868-32-7027					
苫田郡 鏡野町	保健福祉課 0868-54-2986			美作県民局健康福祉部 福祉振興課子育て支援班	岡山県 津山児童相談所 津山市山北288-1 0868-23-5131	岡山県美作保健所 津山市椿高下114 0868-23-0148
久米郡 久米南町	保健福祉課 086-728-2047			津山市椿高下114 0868-23-0113		
美作市	社会福祉課 0868-75-3913	健康づくり推進課 0868-75-3911	教育総務課 0868-66-2873 教育委員会学校教育課 0868-72-2900			
勝田郡 勝央町	健康福祉部 0868-38-7102					岡山県美作保健所 勝英支所 美作市入田291-2 0868-73-4055
勝田郡 奈義町	こども・長寿課 0868-36-6700					
英田郡 西栗倉村	保健福祉課 0868-79-7100		教育委員会 0868-79-2216			

